

総 務 企 画 委 員 会 記 録
＜ 第 2 号 ＞

平成20年第4回沖縄県議会（11月定例会）

平成20年12月12日（金曜日）

沖 縄 県 議 会

総務企画委員会記録<第2号>

開会の日時

年月日 平成20年12月12日 金曜日
開 会 午前10時3分
散 会 午後3時40分

場 所

第4委員会室

議 題

- 1 甲第1号議案 平成20年度沖縄県一般会計補正予算（第2号）
- 2 乙第1号議案 沖縄県行政機関設置条例の一部を改正する等の条例
- 3 乙第12号議案 当せん金付証票の発売について
- 4 乙第35号議案 沖縄県教育委員会委員の任命について
- 5 陳情第83号、第86号、第87号、第101号、第127号、第151号、第163号、第178号から第180号まで、第190号及び第191号

出 席 委 員

委 員 長	當 間 盛 夫 君
副 委 員 長	山 内 末 子 さん
委 員	島 袋 大 君
委 員	照 屋 守 之 君
委 員	浦 崎 唯 昭 君
委 員	崎 山 嗣 幸 君
委 員	新 里 米 吉 君
委 員	前 田 政 明 君

委員 金城 勉 君
 委員 糸 洲 朝 則 君
 委員 新 垣 清 涼 君
 委員 玉 城 義 和 君

委員外議員 なし

欠 席 委 員

吉 元 義 彦 君

説明のため出席した者の職・氏名

総 務 部 長	宮 城 嗣 三 君
総 務 統 括 監	杉 浦 友 平 君
財 政 統 括 監	名 渡 山 司 君
総 務 私 学 課 長	真 栄 城 香 代 子 さん
人 事 課 長	當 間 秀 史 君
人事課行政管理監	謝 花 喜 一 郎 君
財 政 課 長	小 橋 川 健 二 君
知事公室基地対策課長	又 吉 進 君
福祉保健部高齢者福祉介護課長	金 城 武 君
福祉保健部健康増進課班長	糸 数 公 君
福祉保健部薬務衛生課班長	阿 部 善 則 君
農林水産部園芸振興課班長	西 村 真 君
観光商工部産業政策課班長	上 原 悟 君
観光商工部情報産業振興課長	小 嶺 淳 君
土木建築部河川課班長	新 垣 澄 夫 君
土木建築部港湾課班長	鶴 田 健 一 郎 君
土木建築部建築指導課副参事	比 嘉 悟 君
教育庁総務課副参事兼班長	運 天 政 弘 君
教育庁施設課副参事兼班長	仲 村 渠 健 君

○**當間盛夫委員長** ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。

甲第1号議案、乙第1号議案、乙第12号議案及び乙第35号議案の4件及び陳情第83号外11件を一括して議題といたします。

本日の説明員として総務部長の出席を求めております。

まず初めに、甲第1号議案平成20年度沖縄県一般会計補正予算（第2号）について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

宮城嗣三総務部長。

○**宮城嗣三総務部長** ただいま議題となりました甲第1号議案平成20年度沖縄県一般会計補正予算（第2号）について、お手元にお配りしております平成20年度一般会計補正予算（第2号）説明資料により、その概要を御説明いたします。

今回の補正予算は、沖縄特別振興対策調整費や事情変更により緊急に予算措置を必要とする事業等について編成したところですが、特に、今回は、国の安心実現のための緊急総合対策に対応し、必要な経費について予算を措置したところであり、また、国の生活対策への対応については、今後、対策の内容が明らかになった段階で対応することとしております。

説明資料の1ページをお開きください。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ32億3612万円で、これを既決予算額5932億4315万8000円に加えますと、改予算額は5964億7927万8000円となります。

歳入歳出予算の内容については、後ほど御説明いたします。

2ページをお開きください。

歳入歳出財源内訳ですが、中ほどの歳入合計欄で説明いたしますと、国庫支出金19億6936万5000円、県債2億9310万円、その他の特定財源4億7967万7000円、一般財源4億9397万8000円となっております。

3ページをごらんください。

繰越明許費補正について、御説明いたします。

繰越明許費補正は、現時点において平成21年度への繰り越しが見込まれる県営畑地帯総合整備事業などについて、繰越明許費の補正を行うものであります。

4ページをお開きください。

債務負担行為補正について、御説明いたします。

今回の債務負担行為補正は、平和の礎から、下から2行目の宜野湾港マリー

ナまでの10の施設については、指定管理者の指定に伴う指定管理料で、一番下の運転免許事業費は、道路交通法の改正に伴う運転管理システムの変更に要する経費について、債務負担行為の追加を行うものであります。

5ページをごらんください。

地方債補正について、御説明いたします。

今回の地方債補正は、国の緊急総合対策に係る一般公共事業債について補正を行うものであります。

6ページをお開きください。

歳入内訳について、御説明いたします。

地方交付税は7657万8000円であります。

国庫支出金は19億6936万5000円で、国庫負担金6億3990万円は、国の緊急総合対策に係る公共事業関連で、中ほどの国庫補助金13億2946万5000円は、沖縄特別振興対策調整費や国の緊急総合対策に係る地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金などとなっております。

7ページをごらんください。

中ほどの繰入金金は4億3500万円で、介護保険財政安定化基金からの繰入金であります。繰越金は4億1740万円で、平成19年度実質収支の一部を充当するものであります。

下から2行目の諸収入は4467万7000円で、工業技術センターにおける大学院大学関連の研究施設の光熱水費の増加に伴う独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構からの負担金等であります。

一番下の県債2億9310万円は、国の緊急総合対策に係る一般公共事業債であります。

以上、歳入合計は、32億3612万円となります。

8ページをお開きください。

次に、歳出内訳について、性質別に御説明いたします。

義務的経費の人件費90万9000円は、看護大学の島嶼地域における看護実習を実施するために必要な嘱託職員に係る報酬であります。

次に、扶助費ですが、福祉保健部の感染症対策費2719万6000円は、肝炎患者に対する医療費助成に要する経費であります。

以上、人件費と扶助費を合わせた義務的経費の合計は、2810万5000円となります。

9ページをごらんください。

投資的経費のうち普通建設事業費の補助事業費について、主なものを御説明いたします。

福祉保健部の感染症予防費3789万5000円は、新型インフルエンザ対策に係る検査機器の購入等に要する経費であります。

中ほどの農林水産部の園芸作物ブランド産地育成事業2029万8000円は、農産物処理加工施設等における太陽光発電設備等の導入に対する補助に要する経費であります。

次に、土木建築部について主なものを御説明いたしますと、一番下の公共国道新設改良費2億650万円は、国の直轄事業負担金及び国道331号二見バイパス改良工事に要する経費であります。

10ページをお開きください。

上から2番目の河川事業費5億9100万円は、小波津川護岸整備等に要する経費であります。

2つ下の港湾改修費7億8000万円は、中城湾港馬天地区の防波堤整備外3地区の港湾改修に要する経費であります。

教育委員会の学校建設費3052万2000円は、地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金を活用した事業で、学校施設の危険改築に係る設計や耐力度調査を前倒しして実施するものです。

以上、普通建設事業費の補助事業費の合計は、21億1522万6000円となります。

11ページをごらんください。

普通建設事業費の単独事業費について、主なものを御説明いたします。

農林水産部の農業大学校施設整備費1460万円は、名護市の市道拡張に伴う農業用水源施設の移設に要する経費であります。

中ほどの教育委員会の学校建設費2820万2000円は、請負業者の工事続行不能に伴う前払金返還分を財源として新たな工事請負契約を行うために要する経費であります。

以上、普通建設事業費の単独事業費の合計は4958万円となり、補助事業費と単独事業費を合わせた普通建設事業費の合計は21億6480万6000円で投資的経費の合計も同額となります。

12ページをお開きください。

その他の経費について主なものを説明いたします。

まず物件費であります。1行目の知事公室の910万4000円は、沖縄の米軍基地をめぐる諸問題の解決促進のため、知事が訪米するために必要な経費であります。

3行目の福祉保健部の6118万3000円は、新型インフルエンザ対策として発熱外来及び入院受入医療機関で勤務する医師等を感染から守るための防護服等を配備するための経費等であります。

一番下の公安委員会の5355万円は、警察車両等の燃料費に要する経費であります。

以上、物件費の合計は1億8582万5000円となります。

13ページをごらんください。

補助費等について、主なものを御説明いたします。

福祉保健部の介護保険福祉諸費3億2497万7000円は、市町村の介護給付費等の増に伴う経費であります。

2つ下の墓地埋葬費6534万2000円は、市町村墓地基本計画を策定するための支援に要する経費であります。

一番下の観光商工部の資源エネルギー開発促進費3176万7000円は、島嶼地域に適した風力発電装置等の実証研究に要する経費であります。

以上、補助費等の合計は、4億2238万4000円となります。

14ページをお開きください。

貸付金ですが、福祉保健部の介護保険福祉諸費4億3500万円は、介護給付費の増により財源不足が生じる見込みのうるま市などに対する貸付金であります。

以上、物件費、補助費等、貸付金を合わせたその他の経費の合計額は10億4320万9000円となり、この額に義務的経費と投資的経費を加えた歳出合計は32億3612万円となります。

以上で、甲第1号議案平成20年度沖縄県一般会計補正予算（第2号）の概要説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○**當間盛夫委員長** 総務部長の説明は終わりました。

これより、甲第1号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

新里米吉委員。

○**新里米吉委員** 物件費の知事訪米に要する経費との関係がありますので、質疑をします。知事訪米要請事項について説明してください。

○**當間盛夫委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、執行部より資料配付)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

又吉進基地対策課長。

○又吉進基地対策課長 今回の訪米の要請事項でございますが、お手元にお配りいたしました要請事項の資料に基づいて御説明をさせていただきます。この中で、議会の前あるいは議案説明会で、この要請事項を一度説明してございます。その際に、大項目の2につきましては9月議会の議論を踏まえて、大項目の2の名称を米軍基地の整理縮小の実現といたしまして、その2の小項目といたしまして(1)海兵隊要員等の兵力削減と(2)として嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還といったものを盛り込んでいたわけです。これを今議会の議論等も踏まえた上で、大項目の2の米軍基地の整理縮小の実現といたしまして、(1)海兵隊要員等の兵力削減、(2)といたしまして、ここが変わったところでございますが、SACOの合意等で返還が決まっている基地等の早期返還を強く求めていくという意味で、普天間飛行場、キャンプ瑞慶覧、牧港補給地区等の返還という項目に改めました。さらに今議会でも議論がありましたが、(3)といたしまして、鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の返還並びに訓練区域の一部解除というものを追加しております。総括いたしますと、大項目の1米軍基地から派生する諸問題の解決促進、2米軍基地の整理縮小の実現、3項目といたしまして日米地位協定の抜本の見直しというような形で要請項目を整理してございます。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

前田政明委員。

○前田政明委員 ただいま御説明いただきました訪米要請事項に関連して確認したいんですけども、私たちも最初の訪米予算については野党共同で削除いたしました。この間の本会議での議論を踏まえてということで確認しておきたいんですけども、米軍再編の推進ということを訴えに行くということではなくて、県民の切実な最大公約数的な中身として、基地被害の問題とか、基地の整理縮小の問題という立場をしっかりと踏まえて今回の要請を行うということの基本にしているということですのでよろしいでしょうか。

○又吉進基地対策課長 はい。そのとおりでございます。

○前田政明委員 私ども日本共産党も米軍再編の推進とかそういうものでは名護市辺野古の新基地建設ということになるし、そういう面では県議会決議にも反するという事で議論してきました。しかし、私も代表質問の中で、もし県知事が行くなればということで、ここに列挙されているようなことを指摘しながらやりましたので、ここはぜひ知事訪米要請事項については、誠実にこの中身できちんと対応していただきたい。今の嘉手納基地やその他の基地被害、そして今の沖縄県の実状なり、日米地位協定の問題も含めて、そういう県民の願いをしっかりと訴えていく立場でやっていただきたいということだけは申し述べておきたいと思います。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
糸洲朝則委員。

○糸洲朝則委員 12ページの物件費の土木建築部の1346万3000円について御説明願います。

○小橋川健二財政課長 12ページの土木建築部の1346万3000円ですね。これにつきましては県内の建築確認申請が停滞をしているという状況に対応するために、県内の建築関係団体を中心に設立をいたします沖縄県建築設計サポートセンターですが、これは現在特定非営利活動法人ということで申請中ですが、そこに委託をして、県外から招聘した専門技術者を配置いたしまして、建築構造技術に関する相談に対応するという事業でございます。

○糸洲朝則委員 きょうの一般質問でもこのことを取り上げましたけれども、再質問の答弁でその状況は聞いておりますが、実際まだ設立したばかりでどうこう言われるものではないんですが、具体的に人を配置してやっているわけですから。現状とこれからの計画等もあるはずですから、それを御説明願います。

○比嘉悟建築指導課副参事 沖縄県建築設計サポートセンターは去る10月21日に設立されたわけですが、現在の組織体制といたしましては所長、副所長、事務の職員4名と県外から招聘した相談員の常勤が1名、非常勤が3名、研修員の6名を合わせて14名が業務を行っております。研修員については計画としては10名でございますので、構造設計業務の受注状況を見ながら順次増員していくということでございます。現在のところ相談件数は29件ございまして、

そのうちの6件が構造設計の委託業務ということになってございます。

○糸洲朝則委員 僕はこれを国土交通大臣に申し入れをしたときに、金子国土交通大臣はこう言っておりました。補正予算でやりますと。全国各地から声が上がっているの、再度補正予算をして全国に広げたい。したがって沖縄県はモデルとなるようにしてほしいという強い意欲を示しておりました。だから、この沖縄県建築設計サポートセンターが成功するかしないかは、単なる沖縄県だけの問題じゃない。いわゆる沖縄県が成功すれば全国の確認業務というのは、今でも他府県は沖縄県に比べてはかなりいい状況になると見ておりますが、とりわけこの沖縄県建築設計サポートセンターは沖縄県に特化したものだと思ってもいいぐらいのものだと思うんです。それに使途、今は構造計算だけなんです、きのうは取り上げませんでした、設備設計1級建築士も、答弁にあったように構造1級建築士でも少ない。そこまで要求していなかったという市場原理としては当たり前のことで、いきなりこの制度を持ってきて21メートル以上の構造物あるいは設備設計に資格者を充てるというのは余りにも無謀すぎますよ。これはむしろ僕らがこんなに議会で言うよりも、県の皆さんが沖縄県はまだそういう情勢にない。したがって例えば3年から5年の猶予期間をくれとか、そういうことをやらないと、この沖縄県建築設計サポートセンターでも追いつかなくなりますよ。今は構造計算だけでしょう。しかしこれは設備だってやらないといけませんよというのが国土交通省の指導課長から来ていましたから、案外今回の問題である沖縄県の状況の停滞というのは、もちろん国の法改正にも問題ありなんだけれども、それを受けた県側の対応、現実を踏まえた認識の甘さ、だから僕はきのうは声を大にして叫んだんですよ。それをやらないと22日は相当爆発しました、2008年12月22日の建築確認手続の円滑化を求める総決起大会は。だからこれは土木建築部だけの問題じゃなくなってきていますから、要するに業界だけが仕事がない、仕事をくれ、現場からの悲鳴から、今は建築を手控える。何で法律を改正したんだとなっているんです。そこに対する皆さんの認識が余りにも低い。だから沖縄県建築設計サポートセンターはぜひ成功させてほしい。今は5名の研修生がいましたよね。進められたら10名くらいと。きのう翁長政俊議員の質疑にもありましたけれども、5年かかるよなんて言っていましたけれども、将来的にはどのような計画を持っていますか。

○比嘉悟建築指導課副参事 将来では50名の構造技術者を育成するという計画でございませう。

○糸洲朝則委員 50名というのは、年次的に計画があるんでしょう。もっと具体的にしないと、単なる50名が一いきなり50名ではないでしょう。

○比嘉悟建築指導課副参事 沖縄県建築設計サポートセンターにつきましては平成23年度まで、私どもは県が支援するという計画でございます。当初は初年度については10名、次年度からそれぞれ20名ということで50名の計画でございます。

○糸洲朝則委員 いわゆるその50名を3年間で一人前にすると。例えば各設計事務所とかがいろんな形でいろんなレベルの人が来ると思うんですが、ちなみに今来ている5名の研修生はどのレベルですか。

○比嘉悟建築指導課副参事 2名が意匠建築設計事務所から派遣されております。そのうち経験者はその2名でございます。残りの2名につきましては、琉球大学の教授が1名、1級建築士、それからその他ということで現在のところ5名ということですよ。

○糸洲朝則委員 それと関連して、きのう質疑をした小規模戸建て、例えば3階以下の300平米以下、ルート2の2の構造計算に基づくものとか、そういった具体的な要請を実は国土交通省にしたんですよ。国土交通省からの通達は、全国一律にいきますから、それぞれの県で判断をして小規模建築については県のほうで一括して、あるいは特定行政庁でチェックを行えという通達だと思うんです。私はそのように確認しましたから、国土交通大臣政務官を通して。だからそれを聞いたんだけど、残念ながら答弁はなかった。したがって、沖縄県でいう小規模建築、そしてその体制がどうなっているのかについても御説明ください。

○比嘉悟建築指導課副参事 ただいま、小規模な建築物については特定行政庁あるいは県のほうでピアチェックをするということだと思えますけれども、県あるいは特定行政庁の中には構造適用判定委員という方と同等レベルのチェックをする方がいないということでございます。県としては、そういったピアチェックをやるにいたしましても、恐らく外部へ委託をするということ、それから人員の増員の問題もございますので、今のところちょっと難しい課題があるのかなと考えております。

○糸洲朝則委員　そこなんです。そこを敏速にやれば、大方沖縄県の住宅を中心にした小規模建築物はみんな一気に解決するんですよ。この指示はピアチェック同等の技術を求めているんですよ。だから、例えばの提案ですが、この沖縄県建築設計サポートセンターにそのレベルの人間をきちんとつくっておいて、そこに委託をするとか、構造計算書をやった実務経験者であれば、その手順に沿ってポイントをチェックすればできるはずなんです。だからその実務者レベルの人を何名か配置すれば解決する。ピアチェックのレベルを求めているんですよ。ピアチェックを求めているのであれば今の指示は出ないんですよ。当初の要請はピアチェックを外せということだったんですが、法律事項だからそれはできない。しからばということで、苦肉の策でこれを県で一括して受けましょう、それでいいですかと来たから僕は了解したんですよ。それを今ピアチェックをやる技術者がいないから今の提案になっているんです。だからそれは持ち帰って、僕は知事にも言うておきますから、本気になってチェックレベルの技術者をきちんと建築指導課に置くなり、特定行政庁に置くなり、あるいは沖縄県建築設計サポートセンターに置くなりして早急にやらないと、この問題は解決しませんよ。そのことを申し上げて終わります。

○當間盛夫委員長　ほかに質疑はありませんか。

崎山嗣幸委員。

○崎山嗣幸委員　知事訪米の件で聞きますけれども、先ほど項目の修正をしてきたという答弁がありました。去る議会との関連もありまして、今回は本会議場で明らかにしなかった部分でありますけれども、やはり県民がわかる形、見える形で答弁をするべきだったと思っておりますけれども、本会議場における修正の答弁をしなかったということに関しては、どう考えているのかを聞きたい。

○又吉進基地対策課長　9月議会から訪米要請項目につきましては、やはりわかりにくいですが、普天間飛行場代替施設の問題も含んでいるのではないかと議論がありまして、そもそもこの訪米におきまして、普天間飛行場代替施設につきましては要請をしないというのが一貫したお答えだったわけですが、そういう意味では執行部の説明が足りなかったという意味で、やはり本会議での議論を聞いた上で、まだ説明が足りない部分はこういう形で修正していくべきだということで、直したものであります。

○崎山嗣幸委員　それと、日米地位協定の抜本的な見直しで、県の11項目を要

請するということになっておりますけれども、この11項目の中に新設条項も含まれているということなんですか。

○又吉進基地対策課長 今のところ、現在、日米地位協定の抜本的な見直しを求めている項目というのは、御承知のとおり11項目あるわけですが、その11項目をさらに検討するという作業は進めております。ただ今回の訪米におきましては、従来から主張しております11項目を持って行くということにしております。

○崎山嗣幸委員 もう一つですが、土木建築部の河川事業の中で、安里川の護岸整備の補正予算を組んでいるんですけれども、これははんらんした河川の整備との関連もあるんですか。

○新垣澄夫河川課班長 安里川改修工事事業の補正予算につきましては、牧志・安里地区市街地再開発事業が蔡温橋の上流に展開されておりますが、その護岸改修工事70メートルほど予定しておりますが、そこに2000万円の組合への公共施設管理者負担金ということで計上しております。はんらんとは直接の関連はありません。

○崎山嗣幸委員 直接関連はないとのことではありますが、この整備事業の完了時期はいつなんですか。安里川の工期はいつまでなんですか。

○新垣澄夫河川課班長 牧志・安里地区再開発事業内の改修工事につきましては、平成20年度と平成21年度で改修を終える見込みになっております。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
新垣清涼委員。

○新垣清涼委員 10ページの港湾改修費ですが、中城湾港ほか3地区となっておりますが、この中に宜野湾仮設港の部分も入っているのか、確認したいと思います。

○鶴田健一郎港湾課班長 宜野湾港も入っているかという御質疑に関しては入っておりません。

○新垣清涼委員 宜野湾仮設港の前の護岸部分が荒れているとといいますか、壊れているという状況は確認していらっしゃいますか。

○鶴田健一郎港湾課班長 確認はしておりません。

○新垣清涼委員 ぜひ確認をしていただいて、整備計画に入れていただきたいと思えます。

○鶴田健一郎港湾課班長 確認して、調査して、検討したいと思えます。

○新垣清涼委員 次に、11ページの学校建設費で、説明の中に請負業者の工事継続不能によるとなっておりますが、これはどういう意味でしょうか。建築業者が今年度の経済状況の中で倒産ということになったのか、中身がわからないものですから、教えてください。

○仲村渠健教育庁施設課副参事兼班長 高等学校の屋内運動場改築工事を請け負っていた建築業者が施工途中で破産をしたことにより、工事の続行が不能となったため、建設工事請負契約を解除して、別の建築業者と継続の工事を新たに契約したものでございます。

○新垣清涼委員 そうしますと、業者が破産ということなんですけれども、この新しく補正する金額というのは上乘せになるということでしょうか。その辺も説明をお願いします。

○仲村渠健教育庁施設課副参事兼班長 ここに補正している財源につきましては、破産した建築業者に支払い済みであった前払い金額のうち、工事出来高の代金を除く額について返還を受け入れて、ここに補正をしたものでございます。

○新垣清涼委員 次に、知事訪米予算についてお尋ねいたします。知事訪米要請事項の案として出ておりますが、確か前は予算明細と趣旨・目的等についても提示があったと思うんですけれども、今回はこの訪米要請事項案だけしか準備されていないのでしょうか。といいますのは、たしか知事は1月の初めに行かれる予定になっていると思うんですが、今はもう12月12日ですよ。あと一月ちょっとしかありませんけれども、恐らくもう行き先、どなたと会うのかということは決まっているでしょうし、それからどなたが行かれるのかも決ま

っていて、人数についてもちゃんと把握されていると思うんですが、そこら辺の明細などがあれば提示いただけますか。

○又吉進基地対策課長 ただいま御指摘のあった事項につきましては、要請先、だれに会うのかというところにつきましては、正式に予算の裏づけがないと調整ができない部分がございます、現在、調整中でございます。大体シンクタンクでありますとか、米国防省でありますとか、あらあらの行き先は決まっておりますが、その部分と訪米の人員につきましては知事も含めまして5名ということをご予定しております。御要望のありました資料は、今は手元にはございませんので、後ほど御提供するという事によろしいでしょうか。

○新垣清涼委員 それからこの案なんですが、まず1の(3)ですが、普天間飛行場の危険性の除去というのがあります。それから2の(2)の中に普天間飛行場、キャンプ瑞慶覧、牧港補給地区等の返還というのがありますが、この普天間飛行場の返還と普天間飛行場の危険性の除去、アメリカに行かれると恐らく皆さんは何を望んでいるのかと聞かれると思います。どちらを望むということをご要請されるおつもりなのか。

○又吉進基地対策課長 まず普天間飛行場の返還でございますが、これは平成7年のS A C Oの合意で返還が合意されたということでございます。したがって、これは日米の合意事項として早期に実現していただきたいということをご要請するということになります。また普天間飛行場の危険性の除去につきましてはこれは知事の公約にもございますので、これは喫緊の課題ということで、現在、国もワーキングチーム等をつくっていろいろ検討しているところですが、さらに沖縄県から米本国で米軍の運用の問題等につきましても要請するという考え方でございます。

○新垣清涼委員 その考え方は本会議でも答弁がありましたのでわかりますが、危険性の除去をすればしばらく置いてもいいという考え方をされるのか、それとも1日も早い危険性の除去を求めるといふことなのか。

○又吉進基地対策課長 これは知事が再三申し上げておりますように、今おっしゃった1日も早い危険性の除去ということをご求めていくということになります。

○新垣清涼委員 次に、13ページの資源エネルギー開発促進費のことについて教えていただきたいんですが、これは実証研究に要する経費となっているんですけども、どこで何年間かけてなさるのか、そしてその検証した結果、それをその場所にそのまま設置をして電力の供給等が行えるのか、その辺を説明お願いします。

○上原悟産業政策課班長 この事業でございますけれども、基本的に離島におけるエネルギーを可能な限り資源エネルギーを導入していこうということで、現在でも太陽光とか風力とかやっているんですけども、本県においては台風とかの事情で結構倒壊とかという事情があるものですから、今回台風時には可倒式といいますか、いわゆる折り畳みをするという事業でありまして、これを導入するための調査事業ということでもあります。

現在、場所としましては離島の波照間島で実証をやりまして、国内初ということでもありますので、導入実証といいますか、そういった事業をやるという経緯となっております

○新垣清涼委員 これは風力発電ですか。

○上原悟産業政策課班長 風力発電です。

○新垣清涼委員 風力発電で台風時ということですから風力だろうと思っているんですが、その設置を研究されて、これは沖縄県のその場所に適当だといったときに、これは多分1年で結果というのはなかなか出せないと思うんですね。導入してもそのときに台風が来なければデータが得られないわけですから。そうしますと導入するときの事業費は今は何基予定されているのかはわかりませんが、導入までの国からの支援も約束されているのかというところが気になるものですから。

○上原悟産業政策課班長 まず国内では初ということなんですけれども、海外ではオーストラリアとかで導入されているものですから、今国内でこれをやるためには法規制というのがあるものですから、そのあたりもクリアーしながらということで実証となっております。現在、波照間島を皮切りに県内離島ありますので、北大東島や南大東島とかそのあたりの小規模離島を対象にこの実証を踏まえて事業を展開する考えでございます。

○新垣清涼委員　ですから、それをここで使えると決まって、設置するときには補助まで国としては約束されているのですかということを知っているんです。

○上原悟産業政策課班長　財源的な話ですが、現在、このほうは沖縄特別振興対策調整費を予定しております、今年度で調査をしまして、平成21年度予算で実際に実証に向けて、もしくは実証プラスアルファの設置に向けて調整を進めているということでございます。

○新垣清涼委員　だから、今回は調査ですよ。そうすると実際につくるときにちゃんと国から予算がもらえるという仕組みと申しますか、制度があるのかということを知っているんです。というのは、宜野湾市で風力発電のテストをしたんですが、実施する段階においてその補助制度がなくなったということがあったんですよ。そういうことがあるものだから、知っているんです。研究して、データだけつくって終わりで、このデータだけをどこかに持って行かれたら困るわけですよ。そういうことです。

○小橋川健二財政課長　先ほど説明がありましたように、これは平成21年度までは沖縄特別振興対策調整費を活用いたしまして、設置、実施実験を行います。その結果が多分に良好だろうと思っておりますけれども、その結果が出ましたら沖縄電力株式会社が事業主体になりますので、ほかの離島についてもいろんな制度を活用しながら展開をしていくと聞いております。

○當間盛夫委員長　ほかに質疑はありませんか。
玉城義和委員。

○玉城義和委員　少し県の認識をお聞きしておきたいのですが、先ほど崎山委員からもお話がありましたが、この知事訪米については米海兵隊の問題だとか、嘉手納基地以南の問題で、あれだけ本会議で議論をして、同じ答弁を繰り返しておられたわけですよ。それで同じく本会議が終わった当日にこういうペーパーが出てくるということについて、1つは野党の課題ですね。与党から申し入れがあったからなんて話になるかもしれませんが、県のほうも野党が言っていることはよくわかっているはずなんで、そういうことがありながら4日間議論をして、同じ答えを繰り返してきた。そうすると一般的に言えば本会議の議論というのは一体何だったのかという課題が残ったなと思いますね。これは政治ですから、そんなことを言ったってという話になるかもしれませんが、県民

が見ているのは本会議ですから、きっちりそれは見ているわけで、この議論があつて、もしいろんなことがあるのであれば本会議でもう少し議論が発展するべきだったのではないかと、課題が残ったと私は率直に思っております。これをどうかといつても、我がほうにも課題があつたわけですから余りそういうことは申し上げませんが、一つだけ聞いておきますが、この米軍の整理縮小のところで、1と2の文章上の表現は知事の答弁と明らかに違っていますが、認識としては、知事の答弁とこのペーパーは変わっているという認識でしょうか。

○又吉進基地対策課長 基本的には本会議の答弁を踏まえて、この要請事項は作成しておりますが、先ほど申し上げましたように、やはり2の米軍基地の整理縮小の実現という項目を説明するに当たって、やはり執行部が事前に出した資料というのは説明が足りなかったということで、改めてこの資料を出して、このように整理をしたということでございます。

○玉城義和委員 認識としては、知事答弁をわかりやすくしたということですか。

○又吉進基地対策課長 知事答弁を踏まえて、作成してございます。

○玉城義和委員 一言でちょっとわかりやすく言ってほしいんですが、知事答弁と基本的には変わっていない、それを踏まえてわかりやすくしたという認識ですか。この認識だけ言ってもらえばいいんです。

○又吉進基地対策課長 そのとおりでございます。

○玉城義和委員 それからもう一つ、13ページでございますが、墓地埋葬費というのがありますが、720万円ですか。私は非常に個人的にはこの墓地問題というのは非常に重要な問題だと思つてずっと考えておりますが、県内の墓地の現状をお聞きしたいんですが、今の墓地、埋葬等に関する法律という法律がありますよね。その法律だとお墓をつくれるのはどこですか。墓が建てられるというのは。

○阿部善則薬務衛生課班長 墓地、埋葬等に関する法律におきましては、墓地経営許可が与えられるのは原則として市町村となっております。市町村によりがたい場合には、公益法人または宗教法人ということになっています。

○玉城義和委員 市町村と公益法人、宗教法人ということですね。現在、我が県では非常に無秩序といいますか、あちらこちらにどんどん墓が建っているわけですね。これはこの法律的にいえばどういうことになるのでしょうか。

○阿部善則薬務衛生課班長 墓地、埋葬等に関する法律につきましては、原則は先ほどの経営主体でございますが、沖縄県におきましては個人でお墓を所有するという歴史が戦前からございまして、その風習というものを踏襲しておりますことと、それから公営墓地の設置がなかなか追いつかない部分と、他都道府県と違ひまして宗教法人の設置状況もなかなか追いつかない。そこでやむを得ず個人墓地の経営許可をしております。

○玉城義和委員 許可をするときに、何か許可条件というのはあるんですか。道路から何メートルとか、景観の関係とかです。

○阿部善則薬務衛生課班長 許可条件としまして、設置場所の規定がございます。まず一点目は国道、県道、その他主要道路及び河川から30メートル以上離れていること、それから学校、病院、その他公共施設または人家から100メートル以上離れている等々ございますが、これはあくまでも基本的な市町村が経営する墓地であるとか、公益法人、宗教法人が経営する墓地のこととしまして、個人墓地におきましては緩和されている部分はございます。

○玉城義和委員 私が非常に思っているのは、市町村の入り口に墓が並んでいて、沖縄県的には非常に寛大寛容で、どんどんあちらこちらにつくっていくという、本当に無秩序につくっていくわけで、墓というのは一度つくと撤去するのは至難の業で、あちこちで都市計画とかに非常に支障を来しているわけなんです。これはやはりどこかできちんとやらないと、どんどん墓はふえていくんで、私はここはかなり前から個人的に申し上げているのですが、きちんとした方針を立てないと、あとからは取り返しがつかなくなると思うんですね。墓地の全体の面積はどれくらいかわかりますか。沖縄県全体の墓地の面積です。わかれば一番面積に近い市町村も挙げてみてくださいか。

○阿部善則薬務衛生課班長 これは以前にも答弁しましたが、平成8年から平成10年にかけて一度調査を行った実績がございまして、そのときの墓地総面積は約300ヘクタールとなっております。これがどこの市町村の面積に近いかと

いうことは、把握しておりません。

○玉城義和委員 市町村までは言いませんが、結構同規模の町があるんですよね。だからこれを聞くとわかりやすいんですが、要するにこれ以上どんどんふやしていくと大変なことになりますので、やはり市町村を含めて、特に市町村にきちんと計画的に集約をしていくという方法をとりませんと、特に沖縄的な先祖崇拝的な伝統文化の中では、なかなか難しい面がありますので、ここは鋭意頑張ってください、ただでさえ県土の面積は狭いわけですから、あちこちに墓を建てられると、人が住むところなくなってくるという感じもありますので、ぜひここは計画的にやっていただきたい。私は10年前から同じことを言っていますが、ちっとも前に進まないの、基地も大切ですが墓地も大切なので、ぜひここは鋭意頑張ってください。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

浦崎唯昭委員。

○浦崎唯昭委員 今の玉城委員の墓地埋葬費に関連しますが、私の地域で起きていることを知ってもらいたいんですが、今市町村と県とのかかわりはわかりましたけれども、沖縄県立泊高等学校のところ、天久聖現寺の上のほうにいっぱい墓地がありますが、天久緑地として一応那覇市は都市計画決定をされているところで、長い期間経っていると思うんですが、そこの現実として、那覇市はその都市計画に基づいてお墓の撤去を補助金を出しながら進めております。一方では県の許可をもらって、新しい墓ができるんですよね。この実態は御承知なのか。

○阿部善則薬務衛生課班長 浦崎委員がおっしゃるとおりでございますが、基本的に個人墓地を許可するに当たりまして、既存の墓地に隣接した形であれば、今の法律では不許可ということはなかなか難しいかと思えます。ですから、ここ数年は那覇市地域におきましても許可というのはございます。数はそんなに多くはありませんが、何分那覇市は住宅地が多く、土地が少ないということもございまして、正確な数は持ち合わせておりませんが、そんなにはないと承知しております。

○浦崎唯昭委員 私が指摘した場所について、今指摘したとおりであるということの確認されているわけですか。那覇市の補助金をもらって、那覇市の指導

に従って一部は移転しているんですよ。しかしまた別の場所では新しい墓が建っているという現実があるというのは確認されている、理解されているんですか。同じ天久緑地という都市計画が決定されたところで、那覇市は天久緑地として計画したようですけれども、これは都市計画が決定されてからは長いんですよ。しかし、現実には補助金をもらって移る側と、新しくできている側がある。新しくできるのは県の許可でしょう。だから、許可を与えているということがあるんですけれども、先ほど私が今言ったとおりのことは理解されているのですか。

○阿部善則薬務衛生課班長 このことについては、正直に申し上げまして把握はできておりませんので、戻りましてから至急調べたいと思います。

○浦崎唯昭委員 これは許可を与えている側がこれを把握していないというのは大いに問題がありますね。現実にもそこに先祖の墓があるのでそこに行くんですけれども、移っている方々もたくさんいますけれども、新しくまたきれいな墓も建っているんですよ。これは玉城委員がおっしゃるように、非常に問題があるなと思っているんですよ。確認をして、那覇市とも話し合いをしていただいて、恐らく那覇市は補助するためのお金はそんなにないと思うんですけれども、年間で補助金の中で撤去をしているんですよ。しかしまた新しく建つということは、これは許可を与える側にも市町村との連携が十分にとられていないのではないかと思いますがいかがですか。

○阿部善則薬務衛生課班長 新規の墓地の許可に関しましては、市町村それから自治会、それから近隣にお住まいの方から意見を聞いております。もし浦崎委員がおっしゃったように移転計画があって、実際に補助金で移転されているのであれば、那覇市からそういう意見書がついてくると思います。そういう状況であれば、我々は許可はしないということをしています。

○浦崎唯昭委員 確認をさせてください。現在、お墓のある場所があるんですよ。新しく建つというよりも以前建っていた場所があるんですけれども、そこに建つというのは新築の墓ではないわけですか。

○阿部善則薬務衛生課班長 おっしゃるように新築の墓ではあると思いますので、今後那覇市とも調整しながら、連携を強めていきたいと思います。

○浦崎唯昭委員 市町村との明確な連携が必要だと思いますので、那覇市も困っているんですよ。この場所は天久緑地として都市計画決定をしたものの、思ったように進まなくて、この事業をどうしようかということで悩んでいることだと思っんですけども、ただ補助金をもらって移転をする一方で新しいお墓が建つということは、やっぱり行政上、県がやることだからわからないとか、市がやっているから関係ないわけじゃなくて、連携を密にしてやってもらいたいと思います。

それから、もう一つ貸付金についてですが、介護保険福祉諸費に関してです。貸付金が4億3500万円ということになってはいますが、介護保険財政が不足に陥ることが見込まれる市への貸付金となっておりますけれども、具体的に不足が見込まれるということは出ているんですか。申し込みがあるんですか。

○金城武高齢者福祉介護課長 5カ所の市のほうから、9月に調査をいたしまして、不足があるということでの県へのそういう申し込みがあるということでございます。

○浦崎唯昭委員 これは今後もそういうことでは介護保険財政というのは、そういう状況がこれからも出てくるのではないかという感じがするんですが、その辺についての今後の取り組みといいますか、不足に陥る状況の把握といいますか、これからは大事な仕事だなと思うんですけども、その辺はいかがですか。

○金城武高齢者福祉介護課長 介護保険に不足が生じた場合に、制度として介護保険財政安定化基金というのがございますので、それはもともとそれを活用することで、この年度で給付額が不足をした場合には、借り入れができるということです。これは財政安定化を図るという目的がありますので、そういう基金を活用することで市町村は安定的に運営していただくということになります。

○浦崎唯昭委員 市町村は、この貸し付けにつきましては、これまでも介護保険制度がスタートをしているんですけども、この貸し付けの申し入れがあるところは同じ自治体ですか、それともどういう状況なのか教えてください。

○金城武高齢者福祉介護課長 介護保険は3年ごとに計画をつくっておりますが、平成18年から平成20年が今第3期ということになっておりますが、この間

第3期につきましては貸し付けした実績はございません。そういうことで、これまで割と予算の範囲内といたしますか、その介護保険特別会計の中で運用されてきておまして、今回は3年目でございますので、そのあたりも含めて若干当初見込みよりは給付費がふえたということで、5カ所の市町村がそういう貸し付けをしたいという申し出が出てきたということでございます。

○浦崎唯昭委員 初めての申し込みだということですか。

○金城武高齢者福祉介護課長 第1期は制度のスタートということで額的にはかなり大きい金額で申し込みがございました。1億6600万円余りの貸し付けの実績がございます。第2期が3079万6000円ということで、第1期、第2期とも貸し付け実績はございます。第3期につきましては、これまで貸し付けの実績はございません。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
山内末子委員。

○山内末子委員 知事訪米についてですが、先ほど相手先についてはこれからだということをおっしゃっていましたが、その相手がどういう役職で、どういう方に会えるのか、どういう方に要請できるのかというのがこの訪米の本当に成果が上がるのかどうかということだと思いますけれども、そういった意味では役職ですとか、そういうものについてはある意味めどをつけてやっていたらしゃるのか。オバマ次期大統領の布陣も大体固まりつつあると思いますけれども、その辺のことについて、もう少し詳しくお願いします。

○又吉進基地対策課長 訪米の要請先といたしましては、大きく分けまして政府、議会それから意見交換、情報収集のためのシンクタンクということになります。政府につきましては、まず国務省、国防省、NSC—国家安全保障会議です。過去の訪米の実績というのがございまして、そのときはかなり上の方、次官補でありますとか、そういう方に会えたんですけれども、今回は時期が時期でございますので、できるだけそのラインにつながる方々をつかまえていこうということで、政府に関しては動いております。それから議会筋でございしますが、やはりこれも対日政策、国防政策に影響のある方ということで、現在リストアップして進めているところでございます。これは上院、下院、民主党、共和党ということで、今はまだ名前は交渉中でございますので、ここでは申し

上げられません。それからシンクタンクでございますが、有名なシンクタンクといたしまして、ブルッキングス研究所でありますとか、CSIS—戦略国際問題研究所、これは保守系あるいはリベラル系といったところを両方訪問いたしまして、やはりオバマ政権の対日政策がどう変わっていくのかという情報をしっかりつかんでいきたいと考えております。

○山内末子委員 ある程度、重要なポストの方には交渉できる、要請できるというような雰囲気はあるということですか。

○又吉進基地対策課長 できるだけ上の方に会っていただきたいということで、現在交渉しているところでございます。

○山内末子委員 交渉の経路ですけれども、その経路はどういう形で持つて行くのですか。

○又吉進基地対策課長 基本的に外国の高官に会うときには外務省を經由するという決まりがございますので、それはきちんと經由いたしますが、さらに県がいわゆる基地情報の収集事業という形で委託しているシンクタンクでありますとか、あるいは在米の県人会の方でそういう有力なコネクションを持っている方にも相談をしながら、非常に多角的にそういう方々に会えるように今、作業をしているということでございます。

○山内末子委員 6月に中山太郎衆議院議員らが超党派で、民主党の前原誠司衆議院議員たちも一緒に訪米をした際に、本当にオバマ次期政権のポジション的に重要な立場になる方々と交渉をいろいろやってきているような情報があるんですけれども、その辺もあわせて、県としてはそういう情報もあわせながら、声をかけられるというような考えもありますか。

○又吉進基地対策課長 時期が大変厳しいということは言われておりますが、その中でも今おっしゃいましたようなさまざまな方々の動きでありますとか、情報をとりまして、できるだけ要人に当たっていきたいということを考えております。

○山内末子委員 頑張ってくださいと思います。あわせて知事は企業誘致にも行かれますけど、今アメリカは金融から自動車産業、すべてにおいて経済

危機が広がっていつていますけれども、そういう中でどういう企業に対してアクションをかけていくのか。この辺をお願いします。

○小嶺淳情報産業振興課長 西海岸を中心に企業誘致活動を予定しておりますが、1つはいわゆるBPOと言われている、沖縄県でもIBMが展開していますが、いわゆる事務処理センター、バックオフィスですね、そういった企業の誘致ということで訪問したい。これは日本法人もありますので、その辺をお願いして訪問したいと。2つ目がシリコンバレーのベンチャー企業と、これはソフトウェアなんですけれども、そこと実は地元企業との提携あるいは沖縄県への合弁会社をつくるという検討が行われておりまして、それを促進するために行きたいと。このおおむね2つの目的で行きたいと思っております。

○山内末子委員 両方ともIT関係ということで確認していいですか。

○小嶺淳情報産業振興課長 はい、そうでございます。

○山内末子委員 9ページの食品衛生監視費の中で、食の安全安心を確立するための機器整備に要する経費というのがありますけれども、その事業内容をお願いします。

○阿部善則業務衛生課班長 今回の補正予算に係る食の安全安心対策の事業といたしまして、食の安全安心の確保に係る事業の一環として、食品の検査に必要な検査機器を沖縄特別振興対策調整費を活用して行うものであります。今回、購入を予定している機器は、昨今話題になっています農薬、メラミン等の分析に使用する高速液体クロマトグラフタンデムの質量分析機が4428万円で、ほか5種類の購入を予定しております。また県では、沖縄県食の安全安心の確保に関する条例を先に制定しておりまして、国に先駆けて違反食品の回収報告を義務付けるなど、安心安全を推進するための環境整備を行っております。今年度、試行配置されております食品衛生広域監視スタッフとあわせて、今回の機器整備を行うことにより、より迅速な食中毒への対応と高精度の検査ができるようになり、沖縄県の食の安全安心確保体制がより確かなものになると考えております。

○山内末子委員 これはどちらに配置されるのですか。

○阿部善則薬務衛生課班長 ほとんどの機器は沖縄県衛生環境研究所で、冷凍庫1台は沖縄県中央保健所に配置する予定でございます。

○山内末子委員 もう一点だけお伺いします。新型インフルエンザ対策に要する経費ですけれども、その概要もお願いします。

○系数公健康増進課班長 新型インフルエンザ対策につきましては、今回の補正予算で上げさせていただいておりますのは、主に医療機関において患者さんと直接接触をする医療従事者を感染から守るために、マスクであるとか、ゴーグルであるとかという感染防護服というものを用意しております。最初に患者が発生した早期は発熱外来というものを設けまして、一般の患者と新型インフルエンザの疑いのある患者が混ざらないように別に診察をすることにしてありますけれども、そこで従事する医療のスタッフの防護服の備品ということになります。それから新型インフルエンザのウイルスの検査を迅速に行うための検査機器の購入も今、検討しております。

○山内末子委員 この防護服は何着で、どちらに配備されるのですか。

○系数公健康増進課班長 防護服につきましては、発熱外来の設置の場所が県内に56カ所程度ありまして、各市町村に準備することを計画しておりますので、そこで働くスタッフの合計8000着程度を準備しております。それから、備品につきましては衛生環境研究所のほうで検査を行いますので、検査機器はそちらに準備するということになります。

○山内末子委員 それでは各市町村に、もれなくきちんと1着ずつは必ずあるというような状況は確保できるということですよ。

○系数公健康増進課班長 これは今後、調整を行っていくんですけれども、できるだけこの市町村の方々がアクセスしやすい場所ということで、各市町村にそのような外来が設置できるように医師会と調整をして、スタッフの派遣などを考えているところです。

○當間盛夫委員長 休憩いたします。

(休憩中に、金城武高齢者福祉介護課長から介護保険貸付金に関する答

弁の修正の申し出があり、発言を許可した。)

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。

金城武高齢者福祉介護課長。

○**金城武高齢者福祉介護課長** 先ほど第1期、第2期の貸付金について、第1期が1億6600万円余りという答弁をしましたが、第1期につきましては53億8383万6274円ということで訂正をいたします。それから、第2期が3079万6000円と申しあげましたが、第2期につきましては9456万3000円です。訂正しておわび申し上げます。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。

金城勉委員。

○**金城勉委員** 9ページの農林水産部の太陽光発電設備の中身と場所等について御説明をお願いします。

○**西村真園芸振興課班長** 今回の事業につきましては、沖縄特別振興対策調整費を活用いたしまして、自然エネルギーを活用した太陽光発電設備を導入することで環境に優しい低コストかつ合理的な流通加工体系の強化を図るということで考えております。具体的には太陽光発電設備に係る設計に用する補助を計上してございます。場所につきましては名護市の農産物貯蔵選果施設及び東村の総合農産加工施設でございます。

○**金城勉委員** この季節に太陽光発電設備を設置する意味はどういうことですか。

○**西村真園芸振興課班長** 国との調整の中で、より効果の出る施設ということで検討しております。ちなみに試算でございしますが、それぞれ電気料の削減の効果として、3割から4割程度の効果が見込まれております。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。

照屋守之委員。

○**照屋守之委員** 今回32億円余りの補正ということで、その中で21億円余りが

緊急経済対策の対応費ということになっていますよね。9月定例会で原油高騰の5億9000万円の補正予算で対応をして、その後の国の補正によるということで今回、こういう形の予算が計上されているわけですがけれども、9月定例会での5億9000万円の補正の金額も含めて、今回ここに計上されている主に21億円余りの緊急経済対策の公共事業の前倒し発注というようなことも含めての対応だと思いますけれども、その経済効果といいますか、この金額が出てきた経緯も含めて、御案内をお願いできますか。

○宮城嗣三総務部長 御案内のとおり、9月補正で原油の高騰対策について一応補正措置をしまして、今回21億8300万円という形で安心実現のための緊急総合対策ということ措置しております。具体的にどういう波及効果があるのかということについては、今のところ試算をしてはございませんが、大部分が公共事業の次年度予定分を前倒しで実施いたしまして、産業経済の活性化を図ろうという趣旨になってございます。21億円中約19億円程度が公共事業の前倒し発注と考えております。県におきましては、緊急経済対策といたしましては、10月31日に沖縄県緊急総合経済対策連絡会議というのを設置しまして、2回の会合を持っております。続きまして、国のほうから生活対策という形でいろいろ出てきておりますが、それにつきましては国の予算の動向を見ながら適宜対応していきたいと考えているところでございます。

○照屋守之委員 公共事業は今この次点での補正となると、当然年度は3月だから繰越事業も含めてこのような予算の計上という理解でいいんですか。

○宮城嗣三総務部長 そのとおりでございます。

○照屋守之委員 それと、我々議員としても県の財政は気にしているところで、この財源の内訳を見てみると圧倒的に国が緊急経済対策で予算をつくっていくような予算が大もとになっていて、それを県債とかあるいは一般財源とかということで対応してきていますよね。どうなんですか。これは国がそういう対策を打つ。恐らく次の年度末あたりにはもう一度補正予算が出てくると思うんですよ、国のほうからは。交付金みたいなものも含めて、昨今の経済状況ですから。そうなってくると当然それに対応して県の財源もつくって対応しないといけないということになってきますね。財政的には大丈夫ですか。

○宮城嗣三総務部長 今回の緊急総合対策関連につきましても、御案内のとおり

りほとんど国庫事業という形で対応させていただいております。この中においても1つは地域活性化の緊急安心実現の総合対策交付金事業という形の地元負担がないような総合対策も考えられておりますので、これからの生活対策関連につきましても、その辺は国で配慮をしていただけるものだと考えております。ただ、我々としましてはやはり緊急総合対策はどうしても緊急に取り組まなければならない課題でございますので、財政は厳しいわけですが、財政状況を見ながら的確に対応していきたいと考えております。

○照屋守之委員 だからそういうような新たな財政需要とか、いろんな国の動きも含めて考えていくと、今のように徹底的に行財政改革をやりながら財源をつくるというような努力をしていかないと、この時代の変化に行政が対応できないというのは結構出てきますよね。その分はしっかりとやっていただきたいと思っておりますけれども。この財源の中に今回の補正予算で地方交付税が7600万円余り出ていますよね。これは地方交付税というのはこの年度内にさらにまた補正でプラスになっていくという可能性はあるんですか。

○小橋川健二財政課長 交付税を今回計上してございますのは8月に交付税の算定がございまして。これと当初予算で計上いたしました交付税の額、その差額がございまして、これを財源として活用するというところでございまして。新たにふえたということではありません。

○照屋守之委員 年度内にふえる可能性はあるのかと聞いているんです。

○小橋川健二財政課長 先ほど申し上げましたように、当初予算と8月の交付決定に若干差がございまして、もう少し財源は2月にもまた活用させていただくということもございまして。

○照屋守之委員 同時に、県民税がこの年度末までにふえるという可能性はあるのか。

○宮城嗣三総務部長 最近の経済動向等を見ますと、やはり米国に端を発しまして、かなり厳しい状況になっているということがございまして、今我々が試算している段階ではまだ県への影響は年度内には出てこないのではないかとは見えております。ただ、ふえる要因はございません。

○照屋守之委員 この資料の説明の4ページの債務負担行為ですが、指定管理者は平成21年度から平成23年度までの3年間、その前から既に3年間指定管理者制度をスタートさせてやっていますよね。これは新たに向こう3年間ということの債務負担の補正ですけれども、この指定管理者制度を導入して、当然いろんな課題があってこれを導入するわけですけれども、財政的な面から見た指定管理者制度はどうとらえていますか。

○小橋川健二財政課長 前は第1回目としまして平成18年度から平成20年度までの3年間で1回やりました。今回は2回目に入りますけれども、現在、今お出ししております管理料の比較で申しますと、全施設で5298万8000円、率にしまして4.48パーセントの節減効果があるという数字が出ております。

○照屋守之委員 これは前回の3年間に比べてこれだけの数字が出ているということですか。

○小橋川健二財政課長 前回の単年度と今回の単年度ベースの比較です。ですから3年分で言いますと、これの3倍ということになります。

○照屋守之委員 この指定管理者の料金を設定するとき、相手側の経営もありますよね。そういう指定管理者をする側の貸借対照表というか、損益計算書というか、そういうものも指定管理料を設定するとき参考にするとか、その辺の相手の経営状況というのも見っていくことになるんですか。

○小橋川健二財政課長 基本的には特定の事業者の経営状況を見るということではなくて、例えば3年前に第1回を設定しましたときには、その直近3年間の管理費が幾らかかるのか、あるいはそれに比して収入が幾らあるのかということで基本的には管理経費と収入、利用料金ですね。この差が管理費になりますので、基本的にはその時点の県が直営していたときの実績ベースを押さえたということです。それから今回の設定につきましては、3年間の事業者の実績が出ていますので、その実績をもとに今回も計算したということでございます。そういう意味では、今回こういう形で事業者の応募がございまして、適正な利潤も含みながら応募をしてきていると考えています。

○照屋守之委員 これは財政的な部分からすると、指定管理料というようなものに対してある一定のもう少しこうならないのかとか、あるいは3パーセント

なんとかなりませんかというようなことも、財政的な部分からはそれぞれの担当部署に指定管理の料金の設定についての情報交換とかというのものもあるんですか。

○小橋川健二財政課長 管理料の設定の仕方については先ほど申しあげましたようなことですが、当然実績の中には事業者の努力によるもの、あるいは事業者の責めに帰すことができない例えば減収とか増収とかということもございませぬので、こういう部分については担当部局も含めて、いろいろ議論をしながら検討しております。

○照屋守之委員 3ページの繰越明許費の補正ですが、結構土木費の大きな金額がこの補正で出ていますよね。その主な要因でいいですから、御案内をお願いできますか。

○小橋川健二財政課長 平成18年度から11月に繰越明許費を出すということになっております。ちなみに昨年度との比較で申しますと、今年度が64億221万円余でございませぬが、昨年度が56億5963万円、昨年と比しまして7億4000万円余りの増加ということになっております。主な要因で申しますと、農林水産部で18億円の増加になりますが、これは県営ため池整備事業で基礎地盤が軟弱であることが判明したですとか、あるいは用地取得難によるものでありますとか、広域漁港の整備について入札が平成19年度に不調に終わって、その影響で平成20年度も工事におくれが生じたといったようなことが金額的には大きな要因になっております。

○照屋守之委員 警察費の5300万円は非常に大きい燃油の高騰分になるわけですが、これは特に今回警察ということで出ていますよね。これは県庁全体の燃油高騰の対応というのはどうなっているんですか。

○小橋川健二財政課長 今回、ガソリンが高騰したということで、あるいは電気代が値上がりしたということで、いろんな施設で年間の経費に不足が見込まれるということの相談がございました。ただ、いざ精査をしてみますと年間経費の中でいろいろやりくりをしながら対応することが可能であるというのがかんがひございました。その分については今後の動向を見ながら、既決予算の中でまず努力をしていく。それから公安委員会ということで挙がっておりますが、その他にも教育委員会の特別支援学校につきましての電気代ですとか、送迎用

のバスのガソリン代ですとか、そういったものも計上しておりますが、特に公安委員会につきましてはもともとガソリン代が当初予算で2億円計上しております。本体が大きいということもございまして、結果影響も大きかったと。それからしますと、1月分くらい、もしくは2月分くらいまでしか既決予算では対応できないということがございましたものですから、今回補正をしたということでございます。これは主にパトカーそれから船舶の燃料代でございます。

○照屋守之委員 最後に知事訪米関係の内容ですけれども、前回の9月定例会でいろいろ御指摘を受けて米軍再編に係るという文言を外して、今回さらにいろいろ御指摘を受けて嘉手納基地以南という文言を外して、こういうような形で提案されているような内容となっておりますけれども、非常に新たな鳥島という部分も含めて取り上げて、非常にいい内容になっていると評価しています。だからぜひ頑張ってもらいたいわけですが、一点だけお願いといいますか、確認をしたいのは、例えば以前9月定例会でホワイトビーチ原子力潜水艦の問題であるとか、そういう事件事故のこともぜひ訴えてもらいたい。この前はまた中川議員が騒音の問題を訴えてもらいたいというような形で、また今回は鳥島ということが出ていますよね。相手はアメリカで、知事は行きます。そういう細かい部分を一つ一つ要請するといいますか、お願いをするというのはなかなか時間的なものとか、相手方もいろいろあることだからどうかなと思ったりもしているんですけれども、この要請の仕方というか、内容を訴えていく手法というのはどのように考えていますか。

○又吉進基地対策課長 これは本会議でも知事公室長から答弁をしたところでございますが、過去の要請につきましても、その折々の喫緊の課題といったものを中心に、例えば米軍再編の前はその再編に盛り込む事項であるとか、そういうことをやってきたわけでもございまして、照屋委員が御指摘になった点につきましても、現在の議論の程度、優先順位といったものをこの要請の中に盛り込むといったものを検討していくということでもございます。したがって、基本的にはその時点での課題というものをきちんと精査をいたしまして、直接米国に持って行くべきものをこういう形で整理をしているということでもございます。

○照屋守之委員 いろいろ努力をされていて、議会が同意を得られるような状況づくりができつつあると思いますから、ぜひ我々も頑張って支援していきたいと思います。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

よって、甲第1号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者の入れかえ)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

次に、乙第1号議案沖縄県行政機関設置条例の一部を改正する等の条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

宮城嗣三総務部長。

○宮城嗣三総務部長 総務部所管の乙号議案について説明します。

お手元の議案書(その2)をごらんください。

乙第1号議案沖縄県行政機関設置条例の一部を改正する等の条例について、説明します。

この議案は、宮古支庁及び八重山支庁の組織を改編し、その内部組織を本庁各部と直結した、個別出先機関とするために、沖縄県行政機関設置条例の一部を改正するとともに、沖縄県支庁設置条例を廃止するほか、関係条例の規定を整理するものであります。

地方分権型社会の今日において、住民に最も近い基礎自治体である市町村が、地域における総合的行政を担い、県は市町村を包含する補完的、広域的な行政を担うことが求められております。

また、離島振興についての重要施策を着実に推進するには迅速な意思決定過程を構築するとともに、出先機関における迅速な事業執行や専門性の向上を図る必要があります。

条例改正の内容を申し上げますと、宮古及び八重山それぞれに宮古、八重山事務所、農林水産振興センター、土木事務所を設置するために、沖縄県行政機関設置条例の一部を改正するとともに、沖縄県支庁設置条例を廃止するほか、これらに伴い沖縄県税条例及び沖縄県石油価格調整税条例の規定を整理するも

のであります。

以上、乙第1号議案について、その概要を説明しました。

なお、当該議案につきましては、議案可決成立後の条例施行に伴い、①約147本の関係規程の改正作業、②組織改編に合わせた定期人事異動作業、③予算の組みかえ作業、④各種、電算システムの修正作業等が必要であり、平成21年4月1日の組織改編のためには、今議会での議決が必要ですので、ぜひ御理解を賜りたいと考えております。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○**當間盛夫委員長** 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第1号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては挙手により、委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありますか。

新里米吉委員。

○**新里米吉委員** 前にこのことで総務企画委員会で話があったときは、かなり宮古地域、八重山地域で理解が進んでいると受け取れるような説明だったと思っているんですが、ところが宮古島市と石垣市の市長がお見えになって、いろんな要請が行われたということからすると、理解は進んでいないと受け取れるんですが、皆さんはどのようにとらえているのですか。

○**宮城嗣三総務部長** 支庁の組織改編につきましては昨年から我々としては考えてございまして、昨年につきましてはかなりの団体、約20余の団体から要請がございました。地元からの要請につきましては、1つ目に言えるのは改編による住民サービスの低下、それから2つ目には危機管理体制はどうか、3つ目には工事請負額の権限についてはどうかというようなことがございました。それを受けまして、地元を支障が出ないような形で、8月と10月に地元説明会を開催いたしました。そのときには、やはり本会議でも答弁いたしましたけれども、関係団体を含めて説明会に参加していただいたわけですが、一定程度の理解を得られたと我々としては考えてございます。その後、新里委員がおっしゃいました宮古島地域、八重山地域の行政組織、特に長の方から要請がございました。これにつきましては、宮古市村会は要約をいたしますと課題解決のための組織機能や住民サービスの低下を招くことがないように支庁の存続を含め、組織の維持存続というような要請内容になっております。それから八重山市町

会からは八重山支庁を知事直属の総合機能を持つ行政組織として位置づけ、支庁機能のさらなる強化ということと、あわせて地方分権時代においては支庁を拡充強化し、さらに存続させるべきであるというような要請内容になってございます。この2つの要請内容について我々は検討しましたがけれども、この要請の内容そのものが具体的に地域住民へのサービスの低下、それから行政上特に支障が出るというような要望内容にはなっていないのではないかとというのが1つございます。あわせて要請の際に、特に支庁改編に伴いまして具体的に住民サービスの低下があるとか、行政上特に支障があるとかということがあれば、それについてはぜひ申し出てほしいということ副知事のほうから申し上げてございますが、具体的にはこれについて困るという形の要請は今のところございません。したがって、我々としては、行財政改革の一環でございますので、ぜひ支庁を改編しまして、簡素で効率的な組織にしたいということで提案しているところでございます。

○新里米吉委員 両方の行政の長が見えて、市長だけじゃなくて市町村会の要望としても出たり、いろいろ伝え聞くところによると、多良間村でしたか、そこも十分に説明がされていなかったのか、かなり厳しい反応があったと聞いていますし、どうも必ずしも皆さんの説明ということと、地元の関係ではかなりずれがあるような気がしていて、こういうような状態で強行していくというのが本当にいいのかどうかと、非常に問題があるなということ指摘せざるを得ないし、むしろさらに地元との話し合いをして、よく調整をして、要望の中で県が受け入れられるものは何があるのか、その辺の調整もしっかりやっていくという姿勢がむしろ求められているのではないのかなという気がするんですね。このような状況の中で拙速に進めて行こうとしていいのかどうかというのを強く感じますので、これは要望として、今後そのまま拙速にやることについて私はこれでは了解というわけにはいかないなと思っていますし、ぜひとも地域の理解を得ていく、お互いにもっと協議をして進めていくという姿勢が求められていると思っていますので、そのことを申し上げて、答弁はよろしいですから私の意見、そして考え方として、要望として話しておきたいと思います。

○當間盛夫委員長 休憩いたします。

午前11時55分 休憩

午後1時24分 再開

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。

午前に引き続き質疑を行います。

質疑はありませんか。

前田政明委員。

○**前田政明委員** 支庁長の問題は代表質問でもやりましたけれども、私も八重山地区に行って、地元の皆さんの意見をいろいろと聞いてきたんです。そして皆さんの説明会というのはほとんど説明会ではないということで、地域住民を対象にもしていない。ごく限られた人たちで、これが説明会だというのはとんでもないというような御意見を述べている人もおりました。それで、私が行ったその日に宮古毎日新聞の社説がちょうどタイミングよく載っておりまして、これが八重山地区の皆さん、郡民の皆さんの思いじゃないかと思いましたので、ちょっと読み上げて紹介をしながら質疑をしたいんですけれども、八重山毎日新聞の11月26日の社説では、「県は今年28日に開会する11月定例県議会に来年4月から宮古・八重山両支庁を廃止する関連条例を提案することになった。去年は地元や離島振興議員連盟の強い反対で見送ったが、今回は自分たちの都合のいい論理で強行することになった。そこで言いたい。県は財政難のつけを行財政改革や地方分権の美名のもとに、離島やへき地にだけ押しつけるな。しかも地元が強く反対しているのに、現在の支庁長の1億5000万円の決裁権を譲るからと、もはや論理より力で押し切ろうとしている。このような県の対応を見ていると、この次は私たちの周りの何を切り捨てるんだろうかと怖くなる。既にその兆候は出ている。1つは今回は見送られた県立図書館八重山分館の廃止であり、その次は石垣少年自然の家の指定管理者移行、そしてきわめつけはこのほど県から示された県立病院の独立行政法人化案だ。これは事実上県立八重山病院を民営化するというものだ。一つ許すと中央の力の論理で、次々と切り捨てが進み、来年は県立図書館、その次は少年自然の家、そして八重山病院となるだろう。だから八重山支庁は八重山振興のとりでとして廃止させてはならないという形で、県議会の議員の皆さんにお願いをしたい。引き続き八重山振興のとりでの支庁をぜひ守ってほしい。」という社説なんですね。これほどのように受けとめられておりますか。

○**宮城嗣三総務部長** 一つ誤解があると思うんですが、支庁はなくなりません。組織を改編するということでございまして、それだけは御認識をいただきたいということと、あと一点は今回、その組織の改編に当たっては、あくまでも我々としては行政組織の本庁と出先機関の見直しだという認識をしてございま

す。それから離島から先に切り捨てているという話でございますが、実はそういうことではございませんで、本会議でも申し上げましたけれども、県の財政については平成20年度から平成23年度の4年間で1260億円の収支不足であると。しかもこれは一般財源でございます。そういうことから、行財政改革を一生懸命やって、その収支不足を埋め合わそうということで努力している最中ではございますので、特に離島だけということではございませんので、ぜひ御理解をいただきたいと思っております。

○前田政明委員 大瀨石垣市長も言っていますけれども、やはり総合調整機能を強化して、宮古地区、八重山地区の支庁長が企画部長のもとでの2分の1部長ではなくて、やはりそれなりの権限を持つと。そして庁議でも議会でも答弁できるようにするというのが望ましいと。そして八重山は八重山、宮古は宮古という流れの中で、全体を総合調整する中でやはりいろんな意見が出てくる。その中で全体の認識も広がって、それが一番その地域にとって何がふさわしいのか、これは沖縄本島からすれば見えないものだ。そういう面での行政の一貫性、そして調整機能というのは、これまでも非常に重要だったし、それぞれ職員の方々とか、いろんな関係者のお話も聞いたんですけれども、それはいろんな当局の言い方があるけれども、しかし八重山は八重山で全体の状況を出し合って、その中で最もふさわしいものはどうするのかと、少し時間がかかってもそういう意味での直結型ではなくても、やはりその地域に応じた行政を完結することができる。これが全体の行政機能ですね。認識を一つにしていく上でも、極めて重要だと意見を述べておりました。それで、別に答弁は求めませんけれども、私はやはり先ほどもありましたように、多くの関係者がこれではいけないと反対をしているわけで、私も離島県のまた、島嶼県の離島という面では、今言われている形の中での行財政改革の一環として、幾らか経費が安くなるとか、直結型になるとかということは、現状としては好ましくないのではないかと。そういうことで、この議案については認められないということを書いて終わります。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
新垣清涼委員。

○新垣清涼委員 ちょっとよくわからないので教えていただきたいのですが、八重山市町会の大瀨会長、それから宮古市村会の伊志嶺会長から要望書が届いていますよね。その中で機能強化が求められているときにということで要望書

が出ているところですが、これまで支庁長の果たしてこられた役割ですが、その辺について皆さんとしてはどういう評価をされていらっしゃるのか。

○宮城嗣三総務部長 両地域から求められております総合調整機能についてでございますが、総合調整機能という場合には予算、人事を含めて企画立案等、全般的な権能を持つべきだと理解してございます。平成8年度に支庁再編をしたときには確かに総合調整機能という趣旨がございまして、そこに権限と組織をつくったという経緯がございまして、現実問題として今の県の予算を考えた場合、ほとんどが国庫補助事業に基づいて各省庁から流れてくる事業でございます。したがって宮古支庁長、八重山支庁長が国土交通省とか農林水産省とか厚生労働省とかと直結して予算を編成できるのかということ、それはちょっとできないということがございます。したがって、総合調整機能につきましては、我々の認識としては本庁の各部長がそれを担っていて、当初我々が予定していた宮古支庁長、八重山支庁長については今のところ残念ながら総合調整機能が発揮できなかったという整理の仕方をしてございます。したがって、むしろ総合調整機能という部分を強調するよりは本庁に直結させたほうが予算でも人事でも、それから意思決定でも迅速にできるのではないかとというのが現在の立場でございます。

○新垣清涼委員 この文面から両会長の懸念されている、いわゆる地域の振興についてどのように支援をして、現在の組織改編によってどういう支援を皆さんは準備されておられるのか。それを御説明願います。

○宮城嗣三総務部長 地方分権型社会ということになりますと、やはり住民に最も近いところでその行政主体が総合的に実施するべきだろうと認識してございます。そういうことから言いますと、やはり市町村が地域住民の要望を聞き、なおかつ適切に行政運営をしていくのが好ましいと考えております。従来は県と市町村、国は上下関係でございましたけれども、平成12年の地方分権一括法以降、これはやはり横並びの関係になってございまして、県は指導はできなくて助言という形になっております。それから先ほど説明申し上げましたけれども、県としましては支庁は総合調整機能を予定はしましたけれども、現実の話としては連絡調整機能しかなかったということでございますので、統括監クラスの事務所長を配置しても十分従来どおりの機能は発揮できるという認識でございます。

○新垣清涼委員 そうしますと、国、県、市の縦型じゃなくて横並びだという説明ですけれども、県としても国に対しては予算を握られているものですからなかなかどうしてもお願いという形になっていると思うんですね。ですから、本来ならば所得税などもそれぞれの地域で上がった所得に対しての割合はそれぞれの地域に戻して、その中から本当に数パーセントを国に上げていくというような制度がいいのではないかと思ったりするんですが、ですから県は沖縄総合事務局の整理統合といいますか、それについてももう少し置いてもらって、沖縄県の振興のために置いてほしいという要望をされていますよね。恐らく離島の皆さんもそういう感じだと思うんですね。そのために本庁から各市町村への権限移譲というのも予定されていますか。

○謝花喜一郎行政管理監 市町村への権限移譲のお話ですけれども、沖縄県は全国的にも一番権限移譲が進んでいない県です。176しかございません。全国最低でございます。それで沖縄県は平成19年3月に移譲可能な事務1426の事務を抽出しまして、それをベースに北部、中部、南部、宮古、八重山地域それぞれ説明してまいりました。その中で1426の事務は余りにも多いものですから、いろいろ市町村から意見を聞くとか、まちづくりとか村づくりとかに一番いいだろうというものを250まで絞りました。どうでしょうかという形で説明をしているわけですね。その結果、石垣市からは2つの要望しかなかったというような状況です。大濱市長はいろいろとりますというようなことも副知事要望のときにはお話ししておりましたが、事務方からはそういったことは県のほうに上がってきていない。どうぞということをやっているんですが上がっていないというのが実状でございます。

○新垣清涼委員 この事務については予算も当然一緒ですよ。

○謝花喜一郎行政管理監 そのとおりでございます。きちんと交付金という形で支給する形になっております。

○新垣清涼委員 地方分権ということからすれば、国からも県が予算と一緒に事務も予算も持ってきていただいて、そういう方向で地方へもできればいいなということを要望申し上げて終わります。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
玉城義和委員。

○玉城義和委員 合同庁舎というのがあるわけですね。これは今は幾つあるんですか。

○宮城嗣三総務部長 現在は、北部、南部、宮古、八重山地域です。中部地域は今つくっている最中です。中部地域は合同庁舎ではございません。

○玉城義和委員 要するに合同庁舎があるのかないのかは別にして、中部地域はないわけですね。

○宮城嗣三総務部長 北部地域はあります。中部地域はありません。

○玉城義和委員 わかりました。これからつくるわけですね。それでこの合同庁舎の役割と、これまでの先島の両支庁の役割というのはどこがどう違っていたのですか。

○謝花喜一郎行政管理監 いわゆる合同庁舎というのはそれぞれ個別の出先機関が本庁に直結した出先機関ですが、同じ箱に入っているというものです。それで、支庁というのはこれは地方自治法の用語でございまして、個別出先機関に対応した総合出先機関ということで、組織化されたものです。支庁というのは、知事が持っている幅広い権限を分掌させるというような状態のものを支庁と呼ぶようになっております。そこには支庁という組織がありますので、支庁長という長がいるということになります。

○玉城義和委員 それはわかるんだけど、もう少しわかりやすく言ってくださいよ。それは形式的な話でしょう。それはよくわかるんだが、それで。

○謝花喜一郎行政管理監 支庁というのはその中に入っている支庁の内部組織を束ねて連絡調整機能を持って、知事が持っている幅広い権限が分掌されておりますので、全体として圏域の事業執行を行うというような組織となっております。

○玉城義和委員 県庁の小型といいますか、相似形をなしているのが権限が少し縮小されて、なおかつあるというイメージでいいのかな。

○杉浦友平総務統括監 管区内の事務を総合的につかさどると考えてよろしいかと思います。

○玉城義和委員 僕がどうしてそういうことを聞くのかというと、名護市に北部合同庁舎があるわけですね。ところがだれが責任者なのかがよくわからないんですよね。全体の責任者、統括はだれがやっているのかがわからない。ほとんど市町村役場の職員は何かあると那覇市まで来ないといけないんですよ。僕は高速道路でしょっちゅう国頭村役場とか東村役場の車をよく見るんですね。大体2名から3名乗っているんですよ。1名ではほとんど来ないですよ。これは名護市役所もそうなんです、相当な手間暇なんですよ。国頭村や本部町から出て来たりするのは。いつも私は思うんですが、そういうことをしなくても済むように、逆にもう少し合同庁舎の機能アップをすることによって、ここまで来ないで調整ができるようにすれば、市町村役場は相当助かるのではないかといつも思うんですね。だから支庁という機能がそういう機能を持っていたとすれば、これが外れたときに例えば同じような現象が逆に起こるのではないかと。すべて調整に飛行機に乗って那覇市まで来ないといけないようなことになると、これは行財政改革にも逆行するし、今の合同庁舎のような感じになるとすれば、それはわかりませんが、そういう意味を含めて逆に私が言っているのは、この北部合同庁舎とか南部合同庁舎とか、南部合同庁舎は近いからいいでしょうけれども、特に北部地区でいえば、もう少し機能強化をして、ほとんどのものは名護市で済む、那覇市まで来ないで済むようなそういう手はずはないのかということと同時に、支庁長を廃止した場合に逆に今のような機能低下をして、那覇市まで呼び出されて、ここまで来ないと用事が済まないということになると、これはやっかいだなという感じがするんですね。どうですか。

○杉浦友平総務統括監 御指摘のとおりでございます。ただそのために先ほども総務部長が説明いたしました、支庁というのは本来、総合調整機能を有するものとして平成8年に立ち上げたところでございます。ただ残念ながら出先機関という性格上、企画立案能力を持ち合わせていない。あくまでも執行における調整機能しか有していなかったというのが実状でございました。それで今回これを各出先機関にするわけですが、委員御指摘の調整機能につきましては宮古事務所、八重山事務所というものを立ち上げますので、これが地域内の調整機能、特に出先機関あるいは市町村との調整機能は引き続き持っているということで、これは沖縄本島の中部、南部、北部地域の出先機関と違いまして、宮古事務所長、八重山事務所長というものを置きますので、その総務課が調

調整機能を引き続き有するという一方で、支庁の持つ調整機能の権能をなくさないようにということで組織をつくっているところでございます。

○玉城義和委員 両先島においては内部完結型というか、一々那覇市まで来ないでも用事は済むということでもいいのかな。

○謝花喜一郎行政管理監 実は地元の説明会でもそういった御質問が割とありました。やはり支庁というのが改編されてしまうと、今まで支庁長に持っていた要望を我々は一々那覇市まで持っていけないといけないのかというようなことがありましたけれども、先ほど杉浦総務統括監からお話がありましたように、個別の出先機関になりますけれども、例えば土木関係であれば土木事務所にそのまま持って行っていただければよろしいわけです。それが複数の部にまたがるようなものであれば、そのまま事務所長という形でやります。ですから、これまでも行われていた要望というのは基本的には維持されるということでもありますので、全然問題ないですよということでお答えしております。それから、例えば支庁長が事務所長になって、統括監クラスになってしまったら問題があるのではないかとということもございましたけれども、これは事務所長がとって、また具体的な技術的なものなどはそれぞれ関係する課、事務所のほうにいくわけです。そこから必要であれば本庁と調整するわけですし、要望が今回の組織改編によって後退するというようなことはないという説明をしております。

○玉城義和委員 先ほど申し上げた2つのうち一方は答えてもらっていますが、北部合同事務所に統括監というのかどうかはわかりませんが、要するにもう少し権限のある方を置いて、一々ヤンバルから那覇市まで来ないで済むような機能は持たせられませんか。那覇市まで来るのに1日ばかりで非常に大変ですから、結構名護市役所に電話しても県庁に行きましたという電話が多くて、これは以前からそう思っていますが、もう少し分権の時代とおっしゃっているわけだから、それぞれ一番近い自治体で云々ということを行っているわけだから、余り呼びつけなければ用事が済まないようなことはやめてもらいたいというか、その辺を少しこの際、こういうことがあるわけだからそういうことも含めて少し考えていただけないか。

○宮城嗣三総務部長 先ほど地方分権という話をしましたけれども、やはり住民に近いところで行政機能が完結するような形でというのを国は目指しているわけです。そういうことからすると国は各県の状況を見ますと、やはり合併し

まして、自分たちで地域のことができるような形での体力づくりと申しますか、市段階にほとんど組織が改編されていっているわけです。したがってまして地方分権という形からしますと県都ではなく、みずからの中で事務処理ができるような形で全国的には進んでいるというのが1つございます。したがってまして、今のお話の例えば名護市あたりから沖縄県庁へ来るという話は、多分名護市にも北部地域の出先機関に土木事務所があるんです。そこの所長は権限は持っていると思うんですよ。ですから一々県まで来なくても用事は済んでいると思いますが、その辺の実態については承知をしておりますが、多分この範囲以内で、地域内で完結できる分については名護市で完結していると思います。

○玉城義和委員 那覇市に行くのが趣味なわけではないから、好きこのんで田舎から都会に行くわけではないんだから、それは私はないと思います。だから必要があって行くわけで、行きも帰りも疲れるわけだから、そういうことではないと思いますよ。だからそれはもう少し調べていただいて、私も実態を調べますけれども、1日どれくらい行っているか実態を調べますけれども、結構本庁でないとうが済まないということは聞きますから、そこはやっぱりそんなに時間をとらさないで、この際改編もあるわけだから、ぜひ検討してみて、できるところは来年度までにひとつ考えてほしいと思います。

○宮城嗣三総務部長 今の出先機関の長で例えて申し上げますと、工事請負費の執行権限については北部地域についても5000万円までなんです。各課長クラスが執行できる額がですね。そして委員がおっしゃった形のものについては、実は我々が支庁の改変とあわせまして各地域の課長クラスについては1億5000万円までは工事請負の執行権限をおろしまして、地域でできるような形にしようという、別途そのような考えを持っています。

○玉城義和委員 名護市にある土木事務所の所長は、次長クラスということですね。来年度からは例えば北部土木事務所の所長にも個別権限で1億5000万円までの采配権といいますか、処理権は与えるということですか。

○杉浦友平総務統括監 これはあくまでも八重山支庁、宮古支庁を組織改編するための1億5000万円を確保するというごことございまして、組織改編ができればこの話も厳しいのかなと考えております。つまり支庁がそのまま1億5000万円で、各課長クラスも1億5000万円となるとやはりバランスがとれませんので、引き続き検討するべき話になるかと考えております。

○玉城義和委員 次長は1500万円まで、要するにクラスによって違うわけですか。

○謝花喜一郎行政管理監 出先の長に対して5000万円ということになっております。支庁長もある意味出先の長なんですけど、そこだけは1億5000万円にしたということでございます。ですから地元からの不安というのは支庁長がなくなった場合には、みんな5000万円になってしまうのではないかとということがあったということです。

○玉城義和委員 今私が聞いているのは、例えば北部土木事務所の所長に1億5000万円までの自己決定権といいますか、采配権は先島と同じレベルでやるということですね。

○謝花喜一郎行政管理監 はい、そのとおりです。格付に関係なく出先の長は統括監クラスであろうと、課長クラスの所長であろうと1億5000万円までにしようというのが我々が今考えているところであります。

○玉城義和委員 例えば北部合同庁舎だとそういう該当者はどこがあるんですか。

○謝花喜一郎行政管理監 基本的に出先の長には1億5000万円まで上げるということで、これという仕分けはございません。

○杉浦友平総務統括監 具体的に申しますと工事費を持っているのは恐らく土木事務所と、農林土木事務所だと思いますので、今5000万円を超えたら本庁執行というものが支庁の改編に合わせまして、出先機関に執行権を与えまして、1億5000万円までは出先機関の執行、令達して、出先機関で執行させるということになります。そして具体的に土木事務所、農林土木事務所、新石垣空港建設事務所とかそのあたりが対象になってくるかと思えます。

○玉城義和委員 これは中部、南部、北部地域も全部一緒ということでもいいですよ。例えば農業研究センターとか農業改良普及センターとか農業大学校とかはどうなるんですか。

○杉浦友平総務統括監 工事費を持っていれば同じです。ただ恐らく技術的なものがございしますので、土木事務所なりに令達するとか、工事をお願いするとか、実際その辺の手続になるかと思えますけれども。直接工事をするのであれば備品購入なども含めて1億5000万円ということですよ。

○玉城義和委員 私が想定して聞いているのは、例えば農業研究センターとか農業改良普及センターとかが新しいプロジェクトを組みたいとき、こういう権限は研究センターの所長に与えられるのかということなんです。工事費だけではなく開発費とか研究費とかそういうこともいいですかということですよ。

○杉浦友平総務統括監 最初に説明しましたがけれども、基本的に企画立案あるいは予算編成権というのは本庁の各課、各部に属しておりますので、それが執行段階になると出先機関に令達して執行するということになると思います。今の1億5000万円の話も一緒でございまして、予算計上された工事費につきまして分割発注して、例えば1億3000万円の工事が3件あるとしたら、今まで本庁で執行していたのを各出先機関、北部地域なら北部土木事務所に令達して地元業者に優先的に発注できるということになります。研究費も同じでございませう。

○當間盛夫委員長 休憩いたします。

(休憩中に、宮城総務部長から、本庁の持つ企画立案機能及び予算編成権と出先機関の持つ予算執行権の所管権能の違いや出先機関の長への予算執行権限のかさ上げについての補足説明が行われた。)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

玉城義和委員。

○玉城義和委員 先ほど申し上げた、北部合同庁舎に全体を統括できるような、今は名護県税事務所の所長が庁舎全体の管理人のような感じになっているんです。それではどこと話していいのかわからないので、そういう意味では今言ったように自己完結できるような、なるべく権限を下におろして、なるべく那覇市まで来ないで済むように、これは交通混雑もあるし、燃料費もかかるから、なるべく来ないで済むように、そこはやっていただいて、新年度でも方針が出せるものは出していただきたいと要望しておきます。何かありましたら決意を

見せてください。

○杉浦友平総務統括監 先ほどから申し上げていますが、出先機関の業務というのはもともと執行が中心でございまして、企画立案の権限は基本的に計画をつくって本庁に出すことはできますが、持ち合わせていないのが現状でございまして。そして各市町村が本庁に来ざるを得ないというのは、執行段階というよりもいわゆる計画という話なのかと考えております。現在、国庫補助制度とかがある以上、なかなか県なり国と調整しないで済むというのは難しいかとは思いますが、一方でもう一つ大きなものは、権限ではないかと思っております。したがって先ほども謝花行政管理監から話がありましたが、権限を市町村に移譲することによって、今までだったら県と調整して申請書を出すというのを市町村がみずから意思決定権を持つことによって、県に来なくても済むという手続が今後の分権のふさわしい姿かと思っておりますし、権限の移譲というのは市町村のためではなくて住民のためにあると思っておりますので、それによって一々県にお伺いを立てなくても、市町村で意思決定することによって事務処理のスピードアップが図られて、結果的に住民にとってプラスになっていくというのが分権の姿かなと思っております。やはり県庁もうでをしなくて済む一番いい方法は権限移譲をしていくことかと私は考えております。

○玉城義和委員 それが早くできるようにひとつ鋭意努力してください。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

糸洲朝則委員。

○糸洲朝則委員 事務所、農林水産振興センター、土木事務所、3つの組織ができるわけですね。つまり例えば土木事務所長とかセンター長、事務所長は統括監クラスが行くんですか。

○謝花喜一郎行政管理監 事務所長は今のところ統括監クラスを考えております。それから土木事務所長は課長クラスです。農林水産振興センター長は統括監クラスと考えております。

○糸洲朝則委員 もう一つ、この農業改良普及センターを廃止するとあるんですが、この役割はどこでやるんですか。

○謝花喜一郎行政管理監 今回の組織改編で、現在、例えば八重山支庁のほうであれば、農林水産調整監の下に3つの課がございます。農林水産整備課、農政・農業改良普及センター、それから家畜保健衛生所、この3つを束ねたものがいわゆる八重山農林水産振興センターになるわけです。先ほどの3つの課は、八重山農林水産振興センターの中の課長になるということで、農政・農業改良普及課という形で八重山農林水産振興センターの中の内部組織になるということです。

○糸洲朝則委員 その課長は本庁に来たら補佐とか班長クラスになるんですか。

○謝花喜一郎行政管理監 課長クラスでございます。

○當間盛夫委員長 休憩いたします。

(休憩中に、執行部から「支庁組織の改編について」という資料が配付され、資料に沿って補足説明が行われた。)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

照屋守之委員。

○照屋守之委員 行財政改革ですが、やはり我々もこれだけ厳しい財政運営というものをチェックする立場の委員としても、何とかしないといけないというのはみんな一致していると思います。ただ今のように総論は賛成ですよ、各論になってくると我々だけということも、やはりこういう厳しい御時世の中、気持ち的にはそういうこともあるだろうと思いますよ。これは感情的に説明がどうのということもあるかもしれませんが、この我々の行財政改革は4年間で1260億円足りませんね、そうするとこの行財政改革の中でどのくらい財源をつくり出すことができるんですか。

○宮城嗣三総務部長 照屋委員のお話は行財政改革で幾らぐらい金をつくり出せるかというお話でございますが、その前に全体の1260億円がどうなっているかという説明をしてもよろしいでしょうか。実は収支不足というのが1260億円で、実は4年間でなりますよということで、これが平成20年度から平成23年度

までという形になってございます。平成20年度予算をつくるときに新たな対応策ということで、県職員の人件費を毎月3パーセント、ボーナス2パーセントということで年額45億円という形で考えておりまして、もう一つは政策的経費の縮減、県単の医療費助成とか私学助成とか島の航路補助などを圧縮しまして137億円程度というようなところで考えています。その以外に行財政改革という形になるわけでございますが、この行財政改革で幾らくらい圧縮されるかと言いますと、約277億円と考えております。先ほど言いましたように、人件費のカット、それから政策的経費の縮減、あとは退職手当債とか各種基金の活用とかでやっていくわけですが、それでもなおかつ530億円程度さらに借金をしないとイケないという状況になってございます。今の説明では歳入の確保、それから使用料手数料等、行財政改革では現時点で277億円の効果を見込んでいくということでございます。

○照屋守之委員 そうすると、知事は10パーセントでしたか、部長クラスも含めて職員も3パーセント人件費を4年間カットしていくという非常に厳しい状況ですよ。我々議員も1万円ずつだけれども、議員ももう少し頑張らないとイケないなという思いもありますけれども、全体的にそういうことをやって今の財政事情に何とかこたえないとイケないということがあられるわけですよ。その中での八重山支庁、宮古支庁の再編ということですがけれども、今の案件は行財政改革全体の取り組みからして、この議案はどういう意味を持つものですか。

○謝花喜一郎行政管理監 今回の支庁組織改編の目的は、総合出先機関である支庁、本庁各部直結の出先機関にすることによって、簡素で効率的な組織をつくるということで、それでもってスピーディな行政を行えるようにすることと考えております。その背景には地方分権ですとか、行財政改革の流れがございまして、民間でも経営が厳しければ組織を簡素化、効率化をして、例えばこれまで1時間でやっていたものを30分でやりますということがございます。県のほうも支庁において、先ほどの図にありましたように、企画部の中に位置づけられている。ところが実際に事業は土木とか農林である。遠回りをして決定をする。人事でもそうなんです。支庁の枠内でやっているものですから、どうしても小さく狭く、そういったものを本庁直結にして、専門分野のところによって事業執行が早くなるということで、スピードアップを図ることが今回の支庁改編の主な目的となっています。簡素で効率的な組織をつくるということでもあります。

○照屋守之委員 本会議でもいろいろ説明がありましたけれども、その当事者である石垣市長とか石垣市の職員には説明会をやってきたということですが、その中で市長や市職員の反応というのはどうでしたか。

○謝花喜一郎行政管理監 説明会の中には宮古島では市の職員が14名、八重山地域では市の職員は35名おりました。反応といいますか、発言ですが、石垣市の副市長のほうから発言がございまして、これまで石垣市が望んできたのは八重山支庁直結型の組織を考えていた。しかし説明は本庁直結型で、支庁の各課が本庁の各部に行くようだが、市役所でもどういう形になるのか内部で検討しないといけない、支庁の職員とも意見交換をするというような発言がございました。これに対しましては、我々としては今まである組織は本庁各部に直結はしますけれども、これまでどおり残って、これまでどおりの業務、住民サービスを行いますよ、ですから改編によって市の組織をいじるということはないと思いますという答弁をしております。

○照屋守之委員 それだけですか。ほかにも要望とかはないのか。

○謝花喜一郎行政管理監 宮古地域では、宮古島商工会議所の方から、いわゆる補助金の不正支給の問題があったということで、合併で少し混乱しているのでちょっと待ってもらえないかというような意見がございました。一方では総務部長が本会議で述べておりますけれども、1年間待って、県としては十分検討して説明会を持ってくれたことを評価するというような発言もございました。それから八重山地域では、建設業協会の方から、今回、工事請負費の予算執行権限の1億5000万円が維持されるのは問題ないというような、ある意味評価と我々はとっているんですけれども、そういった発言がございました。あとは石垣市議会議員から石垣市議会はむしろ権限の強化を求めていたんだがそれはどうなっているんだというような話がございましたが、権限の強化ですとか権限移譲ですね。それについては我々は支庁の改編を考えているので、支庁の存続を前提とした権限の強化というのは議論していませんよというような話です。権限移譲については積極的に進めていくという方針ですというような説明をしております。

○照屋守之委員 例えば私が向こうの地域に住んでいたら、そういうことをすることによって石垣市であれば石垣市民とか、石垣市の県の仕事、地域の振興とかに支障を来さないのかと率直に聞きますけれども、そういう反応はないん

ですか。

○謝花喜一郎行政管理監 これについては3つの課題ですね、住民サービスの低下がないこと、災害危機管理体制の維持、工事請負費の問題の3つの課題は冒頭で説明しておりましたので、いわゆる住民サービスの低下はないというのは大変強調して説明したものですから、これについての質問はございませんでした。

○照屋守之委員 今、資料をいただいて、例えば現行の宮古支庁長から矢印で移動をして、本部長が宮古事務所長になって、あとの組織はそのままですよということ、あるいは八重山地域も一緒ですよ。そういう組織体制に変わって、先ほど説明があったように、支庁長というのは総合機能の調整役というような位置づけでやりはしたものの、その仕事は土木だったら土木建築部に直で本庁につないでいく、農林だったら農林水産部につなぐ、福祉は福祉保健部につないでいくというような現状実態があれば、今回の組織改編というのは現状に合わせたような組織改編という位置づけのほうが正しいのではないかとらえ方としては。

○杉浦友平総務統括監 先ほど申し上げましたが、簡素で効率的な組織にしようというのが今回の趣旨でございますので、先ほどお配りしました資料4にもございますが、これまでは企画部の出先機関ですが、実際に例えば土木事務所から本庁の道路建設課に意思を伝えるのに、地域離島課に行って、企画調整課に行って、土木企画課に行って、道路建設課に行くという4つの課をまたがないといけなかったのを、直接やりとりができるようにするというのが今回の組織改編の趣旨でございますので、まさに内部の簡素・合理化を図ったものと考えております。現在、1億円の節減、17名の人員削減という話が出ていますが、これは結果でございます、私どもは人員削減が今回の支庁の再編についての目的ではございませんで、あくまでも意思決定の迅速化あるいは専門性の向上を図ろうというのが今回の組織改編の目的でございます。

○照屋守之委員 やはり理解をされていないわけですよ。宮古支庁長という責任者がいて、その分の予算は全部そこで仕切って、そこで上に上げて、その分を認めていくということであれば今までの機能でいいわけですよ。ところが総合調整機能という組織はありながら、実態としては全部本庁と直結してやってやるということになれば、きちんと現状に合った今の組織にあったような

形で別に困っていないわけですからね、仕事はできるわけだから。私はそのほうがいいのではないかと思うわけですよ。ただ地域の人たちはいいも悪いも含めて、こういう行財政改革についてはしょうがないかと、賛成はしなくてもやむを得ないだろう、しょうがないかという形で認めるというのが現状だと思うわけですよ。我々だってできればそのままの状態がいいわけですよ、どういう状態でもね。人間も減らさない、予算もそのままつけてほしいということだけでも、ただ財政的なものがあるって、時代も変わって、そういう時代だから、ましてや1260億円も足りないという実態をわかりながら、やはりこのままではいけないだろうというのが行財政改革じゃないかなと思うわけですね。それと宮古島市は合併しましたよね。職員の数もふえて相当な行財政改革をやっていると思うんですよ。八重山地区も一緒だと思いますね。それぞれ宮古島市と石垣市の行財政改革の取り組みというのはどうとらえていますか。

○杉浦友平総務統括監 直接は総務部所管ではなくて企画部の市町村課の所管になりますけれども、宮古島市、石垣市、それぞれ集中改革プランをつくりまして、行財政改革に取り組んでいるところでございます。例えば市町村の職員数の推移を申し上げますと、石垣市が平成17年度は579名から平成20年度は562名ということで17名、2.9パーセントの減、宮古島市は1025名から977名ということで48名、4.7パーセントの減ということで、それぞれやはり行政改革には取り組んでいるところだとは考えております。それがどの程度かについてはそれぞれが判断すべきことだと思います。

○照屋守之委員 私が申し上げたいのは、やはりこういう御時世だから、県内41市町村、同じように入ってくるお金と出ていくお金というのは非常に厳しいから、その市長を中心に職員は相当な節減をやっていると思うんですよ。沖縄県が抱えている課題と宮古地域、八重山地域が抱えている課題は規模は違いますが全く一緒ですよ。そうすると宮古島市も石垣市も今の県の状況というのはわかるんじゃないですか、同じ状況だから。行財政改革をしないと市民サービスもできませんからね。そうすると市のほうが行財政改革をしようとする、そこの市民や区民の理解をもらわないとできませんよね。そういう事情というのは宮古島市も至るところでそういうことをやってきているんですよ、八重山地域も全く同じですね。行財政改革をして大賛成という市民は1人もいませんよ。厳しい状況になりますからね。だから両方の市役所あるいは多良間村とか他の離島もありますね。そういう方々の行政の考え方としては余り差はないと思うんですよ。県の立場も含めてね。行政の方々との意見交換、情報交換とい

うのはどうなっていますか。

○杉浦友平総務統括監 県、市町村を通じまして行財政改革というのは、現在厳しい財政の中では避けては通れない課題だと思っております。今回の組織改編につきましても、実は1年前の11月定例会に提案をしたいということで、予定をしていたんですが、20を超える団体等から反対の要望がございまして、特に大きく分けた話も先ほどありましたが、行政サービスの低下、危機管理体制への懸念、執行権の縮小という特に大きな3つの課題が出されましたので、それに向けて県としても取り組んできましたし、その結果を8月、あるいは10月の説明会において、行政も含めて説明会を行いました。去年は特に石垣市、宮古島市の職員あるいは議員だけを対象に説明を申し上げたんですが、今回はそれだけじゃなくて商工会や建設業協会とか民間の方にも声をかけてくれということで、お願いをして説明会をしてきたところでございます。

○照屋守之委員 私が何で行財政改革を徹底的にやってくださいよ、お願いしますと言うのは、私も県の仕事を含めていろんな予算がかかるものを要求したいんですよ。やってもらいたいんですよ。48名の県議会議員がいますけれども、それぞれの方々みんな思っていますよ。いろんな問題提起をして、あれもこれもとやってもらいたいんですよ。ところが台所事情はそういう状況だから、何としてもある程度切り詰めて、財源を確保してもらいたいという思いが非常に強いんですよ。それができなければ幾ら我々がやれと言ってもできませんよね。そういう意味で無理無駄を省くことを徹底的にやって、多少はいろんな方々にも迷惑をかけるけれども、そういうこともある程度理解をしてもらってということがないと、これは絶対に進みませんね。そうすると我々が要求するものも財源がないからできませんよと皆さんは軽く言えるわけでしょう。だから今回の事例も、あるいはこれから進めていくものも、やはり理解を得るといような形で進めていかないと非常に厳しいという思いがあって、とにかく徹底的にやってくださいよと私は言いたいわけです。新たな財源も含めてつくれるように。多良間村や竹富町、与那国町などはこの件に関してはどんな状況ですか。

○謝花喜一郎行政管理監 多良間村は宮古島市での説明会のときに、多良間村の職員が1名と議員が1名、去年も今年も出席しております。今年は特に職員、議員からも発言はなかったんですが、去年は確か多良間村の議員から一我々は主管機能が本庁に移るからとか、農林関係の事務の集約化ということで人数が数十名減りますよという話をしましたら、その多良間村の議員からは駐在職員

が2名いるけれども、削減される中にこの2名は入っているのかという質問がございました。それについては含まれていませんと言ったら、そうかと言って安心して帰られたということです。ことしも特に質問はございませんでした。竹富町と与那国町はそれぞれ10月に町役場に行きまして、町長とすべての議員とひざを交えるような形で意見交換をしました。その中で、いろんな道州制とかの話も出ましたけれども、特に竹富町、与那国町からも反対ということではなくて、行財政改革の一環として理解できるというような発言がございました。それから与那国町に至りましては、町長は別に問題ないと、本庁と国土交通省しか相手にしていないというような発言もありまして、特に問題ないということとございました。

○照屋守之委員 だから私が非常に危惧するのは、私が見えるだけでも新石垣空港とか大きいプロジェクトが進んでいますよね。宮古地域では伊良部架橋とかが進んでいるわけですよね。これからまた県の計画が宮古地域でも八重山地域でも展開される予定のものがあるわけでしょう。そうすると、こういうことで、自己財源、裏負担分とかの財源をつくることができなければ、そういう事業にも支障が出てくるような可能性が出てくると非常にやっかいなんですよ。でも、それは地域住民はとんでもないと言うわけですよ。議会もとんでもないと言うけど、そういう事態を我々がどう回避するかというものを我々と一緒に考えていかないといけないわけですよ。ですから、離島振興は充実させたい、そのための財源もつくりたいというものがあるって、今進んでいる事業は計画どおり進んでもらいたい、財源が少なくなるとおくれる可能性があるという事態が想定されていくと、あれとこれどっちを選ぶんですかということになっていくと、やはりそういうのは進めないといけないのではないかという感じはしますけれども、そういう事業への影響というのはどうなりますか。

○宮城嗣三総務部長 現在、石垣市では新石垣空港、宮古島市では伊良部架橋、または両地域とも土地改良事業等をやっております。それについて離島振興を初めとしまして、そういう離島振興については今後とも支障がないようにやっていきたいのでございますが、県としては総合的に全県的に施策を展開するという形からすると、先ほど申し上げましたように、やはり安定的な財政基盤を確立する必要があるという点がもう一つございます。そういう意味で行財政改革プランは我々としては一生懸命やっているつもりでございますし、その一環として、支庁改編については地域にも御理解をいただいて、ぜひそういう形でさせていただきたいと考えております。

○照屋守之委員　今は11月議会に条例の改正が提案されていますよね。今やらないと来年4月1日の新年度からはいろんな準備の関係とかがあってできないということで、今回の議会に提案されているわけですけども、準備期間といえますか、先ほどいろいろ説明がありましたよね。そういうのも含めて時間的にはどういうことになるのか、もう少し詳しく説明してもらえませんか。

○謝花喜一郎行政管理監　まず沖縄県庁の人事の話ですが、人事をやる前提として組織を固めないといけません。その組織づくりが1月上旬までには固めないといけません。その固まったものをベースにして、その組織にだれをどこにはめるのかという人事の作業が入ってくるわけです。それが大体2月下旬くらいまでですね。並行して予算の編成作業というのが行われて、それぞれの各部各課への予算の割り振りが出てくる。支庁というのは企画部のほうに位置づけられています。今回の改編というのは内部の組織を本庁各部に直結した形で、出先機関にするわけですので、人事にしろ、予算にしろ相当な組みかえが必要になってきます。それから140本余りの規則改正も行わないといけませんし、人事は1500名くらい異動がありますので、やはりこの議会を通していただかないと、その後の作業に大変支障を来すと考えております。

○當間盛夫委員長　ほかに質疑はありませんか。
山内末子委員。

○山内末子委員　今回、一般質問でも多くあったのが、住民に対する説明不足じゃないのかということがありました。そういった意味では地元というのは、離島ということで我々が考えているよりももっと深い、支庁に対する思いというのがあると思うんですよ。そういった感情的なところからまずはミスったところがあるのかなと思います。その辺のところはどうでしょうか。説明はもう本当に十分に尽くしたという思いがあるのかどうか。

○宮城嗣三総務部長　この話は去年からございまして、多分住民の間でもそういう議論はされていると思います。ただ、私どもの認識といたしましては、基本的に行政組織内部、県庁内部の組織の改編であるということが一つございませぬ。それによって、市町村に与える影響については今のところ特に大きな支障が出るものではないと認識しておりますので、住民の方々が持たれる支庁に対する不安感というものについては直接的に住民に対して説明はしてございませ

んが、関係団体には説明会をやってございまして、それで大丈夫ではないかと認識しているところでございます。

○山内末子委員 その根本的なところから間違っていたのかなど。私は今回初めてですので、行政のほうは組織の改編だから住民とは別に説明会を開かなくてもいいんだということでしょうけれども、それがわからないから組織の改編であろうが、支庁舎がなくなるのではないかという誤解を最初から住民に生み出してしまったという最初からの認識の違いというのをとても感じるんですけども、その辺はどうでしょうか。

○宮城嗣三総務部長 山内委員がおっしゃるとおりでございまして、宮古支庁、八重山支庁の廃止という文言が強烈なインパクトを持っておりまして、私も当時東京事務所におりまして、この言葉を聞いたときには宮古支庁、八重山支庁はなくなるのかなという認識をしておりました。そういった意味では住民の方々に誤解を与えたことについてはまことに申しわけなかったということは感じております。ただ、帰っていろいろ聞きますと、やはり簡素・効率的な組織改編、しかも行政内部、県庁内部の議論であるという形でございまして、その辺はできるだけ住民の方々にも御理解いただければと思っております。ですから、支庁がなくなるわけではございませんということは、重々説明していきたいと思えます。

○山内末子委員 それはそういう理解をしているところですけども、先ほど課題の中で、やはり行政サービスの低下を住民が一番気にしているところだと。その説明会の中で、低下というのはどういう低下があるのかという要望を出してくださいということをやったら、何もないというようなことがありました。逆に皆さんがおっしゃっている行政サービスを低下させない、そうならないという裏づけというのがしっかりと示されていないというのも理解できないところじゃないかなと思いますけれども、その辺はどうでしょうか。

○宮城嗣三総務部長 住民の方々には先ほど言いましたように、行政的に直接県が関与するというよりはむしろ市町村が住民に近いところで行政をするべきだろうという流れになっておりまして、宮古地域、八重山地域も市町村が頑張っているという認識をしております。あと市町村と県との関係でございまして、先ほどから申し上げていますように、総合調整機能を支庁に上げようと思ったんですが、なかなかそうはいかなかったという話は先ほどの予算の編成権

のところ、実はそういう総合調整機能を持ち得なかったという実態がございます。そうしますと実体的にどうかというと、やはり連絡調整機能しか今のところはないという認識でございまして、その連絡調整機能が十分に果たせるような組織改編ということを我々は考えてございまして、そういう意味からすると特に地元市町村に対して支障はないと認識しております。

○山内末子委員 単純に考えて、やはり部長級が統括監クラスですよ。ランクが落ちるわけですよ。そうするとやはり決定権、決裁権も下がってくるのではないかと考えるのが単純な理解度なんです。その辺をどう、先ほどおっしゃっていましたが、1億5000万円の決裁権ですとか、その辺をもう少ししっかりと示していただいて、住民がとにかく本当に支障がないというところをもう少し具体的に説明するべきだと思うんですけども、その辺ももう一度お願いします。

○謝花喜一郎行政管理監 先ほどお配りしました資料などを示しまして、例えばA3のものですけれども、やはり今回、支庁が持っていたいわゆる組織はそのまま残ります。支庁というのはいわゆる出先機関ということで事業を執行するところなんです。事業を執行する組織はそのまま残るわけですので、その事業はそのまま継続して行われます。これはまず県が行っている事業ですね。それから農林なり土木なり福祉はそのまま残りますよということで、住民サービスの低下はありませんということが1つ、それともう一つ支庁の特殊性ですけれども、やはり支庁長というのがいまして連絡調整機能というのを果たしてきました、総合調整機能という言葉は彼らは求めていましたけれども、我々は連絡調整機能と考えているんですが、その連絡調整機能というのは引き続き事務所長というのを置きまして、その事務所長でもってこれまで果たしてきた役割を行いますということを説明したわけです。あと災害対策の危機管理についても支庁長が役割を果たしていたんですけども、それが事務所長に変わるだけであって、その下の組織というのはみんなそのまま残ります。そういったことから、我々としては住民サービスの低下はないものと考えておりますというお答えをしているわけです。仮に、何かこういった改編でサービスの低下があるのではないかとということがあれば、むしろ出してくださいということで、昨年も今年も出席者の方々から意見を求めてきたという流れになっています。

○宮城嗣三総務部長 1点だけ少し補足説明させていただきますと、先ほどの企画立案等の総合調整機能は、各部長が担ってございまして、部長クラスと統

括監クラスとどのように変わるのかということは実は組織的にも若干ここ数年、平成17年度に例えば総務部ですけれども、両統括監がいますけれども私のほうで統括はしますけれども、実際に細かい権限や決定権については統括監におろしてございます。そういうことからしますと、支庁長が部長クラスから統括監クラスになっても特に支障はないと認識しております。

○山内末子委員 1点確認ですけれども、統括監はまたさらに部長にお伺いを立てなくても、そこで決定権、決裁権はあるということですよ。

○宮城嗣三総務部長 一定の限度はありますけれども、従来部長がほとんど決裁をしておりましたけれども、かなりの部分でそれぞれの統括監に決裁権限をおろしてございます。私と相談しなくても、決裁できる事項がかなりふえているということでございます。約8割くらいはふえているそうです。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第1号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第12号議案当せん金付証票の発売について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

宮城嗣三総務部長。

○宮城嗣三総務部長 乙第12号議案当せん金付証票の発売について御説明いたします。

この議案は、平成21年度において本県で発売する当せん金付証票、いわゆる宝くじの発売総額について、当せん金付証票法第4条第1項の規定に基づき、議決を求めるものであります。

発売総額は140億円以内を見込んでおります。

以上、乙第12号議案について、その概要を説明しました。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○當間盛夫委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第12号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

金城勉委員。

○金城勉委員 この数字はどのように決めますか、この140億円というのは。

○宮城嗣三総務部長 沖縄県内でいろんな宝くじを発売するわけですが、その発売の限度額という形になります。これをまとめて株式会社みずほ銀行のほうが各地方公共団体から集めて、全国的に宝くじを発売するわけですが、沖縄県内の発売総額を140億円以内と定めるものでございます。

○金城勉委員 だから、その根拠は。なぜ140億円という数字を決めたのかということですか。

○小橋川健二財政課長 当せん金付証票を発売するためには、発売総額は議会の議決を得ないといけないという前提でございしますが、この140億円の見積もり方といいますか、宝くじにはいわゆる全国の通常くじというのがあります。それから西日本だけで売られるブロックくじというのがあります。そのほかに全国くじであります。いわゆるジャンボ、年末やオータム、サマーとかのジャンボ宝くじがあります。大まかに言うところの3つありますが、冒頭で言いました全国の通常くじ、それからブロックくじについては全国で発売額は幾ら、都道府県割合は幾らと決まってくるものですから、基本的にはそれで決まります。それからジャンボ宝くじについては都道府県枠がございませぬので、より売れるところによりシフトしていくということで、そういう意味では実績ですね。ですからこれについては翌年度の全国の発売計画の伸び率などを勘案して、140億円と決めております。これまでの議決額を御紹介しますと、平成19年度が139億円の議決をいただいております。それに対しまして幾ら発売したかということですが、約120億円の売り上げしております。同様に各年ともそのような見積もりでもって、おおむね9割程度を売り上げているということでございます。

○金城勉委員 これは年間のトータルですか。要するにそういうものを含めてです。

○小橋川健二財政課長 そのとおりでございます。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

新垣清涼委員。

○新垣清涼委員 この宝くじを発売して沖縄県に対するバックマージンと申しますか、そういうのはありますか。

○小橋川健二財政課長 平成19年度ですが、宝くじ1枚の中身ということで御紹介いたしますと、宝くじ1枚を売り上げますとどう使われているのかということですが、まず45.6パーセントが当せん金として買った方に支払われます。それから40.2パーセントが県の歳入になります。ですから、今回140億円の議決をいただきます。その中の約9割程度は売り上げになるかもしれませんが、その40パーセント程度が県の歳入になるということになります。昨年度の平成19年度で申し上げますと、これは宝くじ時効当せん金とかも含めての数字ですが、決算で51億8000万円の収益がございました。

○新垣清涼委員 このお金はどう使われていますか。

○小橋川健二財政課長 これは法律でも公共事業ですとか、そういったものに充てなさいということになっておりまして、平成19年度で申し上げますと、先ほどの51億8000万円のうち、公共事業等に25億2700万円、それから国際交流関係で5500万円ですとか、高齢化少子対策事業で1億4600万円、地域経済活性化事業で8億1700万円、そのほかに市町村への交付もございます。これが9億1500万円ございました。

○新垣清涼委員 後で資料をいただきたいんですが、この宝くじからどこかに積み立てをしているというのはありませんか。

○小橋川健二財政課長 県で積み立てというのはございませんが、先ほど市町村に交付をしていますという紹介を申し上げましたが、それは実は財団法人沖縄県市町村振興協会に一たん行きまして、そこで基金を設けまして、市町村が行う事業に対する貸し付けを行ったり、そういう分がございます。また一部は同協会から市町村に直接交付をしていく。こういった中身になっております。

○新垣清涼委員 その仕組みというのは、一つの表か何かにして資料をいただけませんか。以上です。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
照屋守之委員。

○照屋守之委員 宝くじは沖縄県宝くじ条例というのをつくって、県独自ではできないのか。どうですか。

○小橋川健二財政課長 宝くじの発売は都道府県、指定都市に限られておりまして、それを発売する際には総務大臣の許可が必要であるという手続が必要でございます。ですから沖縄県独自で売ろうということはちょっとできないかと思えます。

○照屋守之委員 何でできないのか。これは地方分権で地方で財政をつくらないといけないから、総務省に確認をして、沖縄県で宝くじ条例をつくってやるから了解をくださいと行って、了解をもらっておいてくださいね。

○名渡山司財政統括監 宝くじを独自でというのは多分沖縄県の収入にしたいという意味だと思うんですけども、沖縄国際海洋博覧会の際に海洋博覧会にもろもろの経費を使いますので、そのために沖縄県独自の宝くじというのをやったことがございます。ただし、これは市場が必要なんです。沖縄県民が買っただけではそれだけの収入は出てきませんので、全国に売ってもらって、売ってもらったうちの4割を沖縄県に戻してもらおうということをやったことはあります。これは特例的に全国の都道府県議会等で議決をもらったりとか、そういうことをしない限りできませんので、大変難しいかと思えます。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第12号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第35号議案沖縄県教育委員会委員の任命について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

宮城嗣三総務部長。

○宮城嗣三総務部長 乙第35号議案沖縄県教育委員会委員の任命について御説明いたします。

この議案は、沖縄県教育委員会委員の6人のうち、2人が平成20年12月31日で任期満了することに伴い、その後任を任命するため地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

教育委員会委員は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で教育、学術及び文化に関し識見を有する者のうちから、知事が議会の同意を得て任命することになっております。

御提案いたしました中野吉三郎氏は、県立学校教育課、教育庁教育次長の要職を歴任し、現在は財団法人沖縄県高等学校定時制通信制教育振興会副会長についており、教育現場における同氏への信頼は厚く、その教育行政手腕は高く評価されているところであります。

また、安次嶺馨氏は、これまで沖縄県立中部病院長、沖縄県立那覇病院長、沖縄県立南部医療センター・こども医療センター院長の要職を歴任し、主に小児医療の臨床現場に深く携わり、その実績は高く評価されているところであります。

両氏ともに、これまでの豊富な知識、経験から教育委員として適任であり、議会の同意を得て、教育委員に任命いたしたく、提案しているものであります。

以上、乙第35号議案について、その概要を説明しました。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○當間盛夫委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第35号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

新垣清涼委員。

○新垣清涼委員 教育委員の報酬と費用弁償、それから退職金などがありましたらお願いします。

○杉浦友平総務統括監 教育委員の報酬につきましては、委員長が月22万2000円、委員が19万5000円でございます。旅費につきましては費用弁償支給により支給されております。退職金はございません。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
玉城義和委員。

○玉城義和委員 選ばれる職業別といいますか、ある枠というのがあるんですか。医師だとか教育現場の人とかそういうのは。これまでの流れではどのような職業の方から選ばれているのですか。

○當間秀史人事課長 人選の分野といたしまして、まず学識経験者、それから経済産業関係者、教育者、医療・法律等専門職の分野の従事者、それから保護者という5分野から選んでおります。

○玉城義和委員 ある叙勲のパーティで、ある農民の方が、この叙勲の対象だった方は学校の校長だったと思うんですが、50年間にわたって教職にありという紹介をしたら、この農民の方が私に実は私も50年以上農業をしているんですがという話をしていたんですよね。私はこれは非常に重要なことだと思うんですけども、学校教育で職業の幅といいますか、教員がどれくらいほかの職業を知っているのかということとは極めて重要なことで、意外にも学校の教員というのは学校教員が一番よいと思っている人がたくさんいて—それはよい職業ではあるんですが一世の中というのとはもっと広くて、農民もいなければいけないし、漁民もいないとだめなんですよね。層が厚くて一流のタイル張りの職人とかもいるんですよね。この仕事をさせればこの人の右に出る者はいないという人がたくさんいるわけで、むしろそういう職業を子供たちにいかに世の中が広いか、職業が多いかというのをいかに知らせることが勝負なんですよね。私はそういう意味でこの教育委員の選び方も前から疑問に思っているのが、非常に窓口が限られていることがいつも気になっていまして、もっと思い切って幅を広げて、農民や漁民からも採用してはいかがですか。そのことによって子供に与える影響というか、私はもっと大きな影響を持つと思うんですね。だから、そういう意味で、例えば教員の3分の1は他の職業からとるべきだという持論を持っていますけれども、それと並行して源になる教育委員をもっと思い切って広げてみるという試みをぜひやってほしいと思うんですね。だから医者も重要だし、教育者も重要だし、学識経験者も必要ですけれども、世の中というの

はもっと広いわけですから、いろんな人がいて世の中は成り立っているんで、この際思い切ってそういう窓を広げて、次の採用からは異色の人を入れてみるということをやるといいんじゃないかと思うんですね。皆さんが推薦するわけではないかもしれませんが、これはどこの管轄かはわかりませんが、革新的なことをやってほしいと思います。総務部長はどうですか。

○宮城嗣三総務部長 玉城委員がお話しいただいたことについては実は教育委員についてはレーマンコントロールが必要だろうということで、おっしゃるとおりのいろんな分野の方々が教育委員をされるべきだろうという話は一つございます。ただ残念ながら、先ほど現状の選考については人事課長が説明したとおり、ある程度こういう分野を設けて選任する状況にございますので、御提案の件につきましては教育庁あたりとも相談しながら、適切に対応していきたいと考えております。

○玉城義和委員 ぜひ枠を取っ払って、本当に県民がなるほどと思うような人事もやっていただきたいと希望を申し上げて終わります。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
金城勉委員。

○金城勉委員 これは教育長に聞いたほうがいいのかもありませんけれども、教育委員会の役割、任務というのは何ですか。

○運天政弘教育庁総務課副参事兼班長 役割ということでございますけれども、沖縄県内の学校教育を初め、さまざま取り扱っている業務がございますけれども、それらを総合的に最終的な委員会議の中で決定をしていくというようなことになると思います。最高の意思決定機関だと我々は思っております。

○金城勉委員 教育長は教育現場のことをいろいろやるんでしょうけれども、その教育長と教育委員会との関係というのはどうなんですか。

○運天政弘教育庁総務課副参事兼班長 教育委員会の委員は非常勤でございます、教育長は常勤ということになっております。ですから通常の業務の執行は教育長が行っております。それから教育委員は月に1回または2回程度お集まりいただきまして、その中で重要な事項を決定していくということになります。

す。

○杉浦友平総務統括監 補足いたしますと、教育委員は現在沖縄県は6名でございますが、その中から互選によって委員長と教育長を選任いたします。それで教育長に選ばれますと教育委員会事務局いわゆる教育庁の事務の最高責任者として常勤として業務をつかさどっております。

○金城勉委員 この教育委員会の権限というのはどうですか。

○運天政弘教育庁総務課副参事兼班長 今、ちょっとこちらに資料がありますので読み上げさせていただきますが、まず公立学校その他の教育機関の設置、管理、廃止に関する事、職員の任命ですが人事に関する事、それから児童・生徒の就学、児童・生徒の入学、転学、退学に関する事、それから教科書、その他教材に関する事、学校給食、社会教育等々いろいろございます。

○金城勉委員 いろいろ幅が広いようですけども、そういう幅の広い業務を月1回、2回の会議で判断できるんですか。

○運天政弘教育庁総務課副参事兼班長 ですから常勤の教育長が置かれておりまして、ほとんどの業務は教育長の専決と申しますか、それでやっております。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第35号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者の入れかえ)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

次に、総務部関係の陳情第83号外11件の審査を行います。

ただいまの陳情について、総務部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明

をお願いいたします。

宮城嗣三総務部長。

○宮城嗣三総務部長 ただいま議題となりました、総務部関係の陳情案件につきまして、お手元に配付しました総務企画委員会陳情説明資料に基づき、御説明いたします。

資料2枚目及び3枚目の陳情一覧表をごらんください。

総務部関係陳情は、継続6件、新規6件となっております。

継続分の陳情第83号から第151号までの6件の処理概要に変更はございません。

続きまして、新規陳情の処理概要について説明します。

7ページをお開きください。

沖縄県私立大学協会会長桜井国俊氏から提出のあります陳情第163号地方税法第37条の2及び同法第314条の7に基づく条例改正に関する陳情については、県内の私立大学では、建学の精神に基づく個性豊かな教育が実践されており、経営主体である学校法人が自主的な経営努力により、健全な経営を確保することは、県といたしましても、人材育成の観点から重要なことと認識しております。

そのため、個人県民税における寄付金控除の対象として、県内に私立学校を設置する学校法人を指定する方向で検討したいと考えております。

なお、市町村民税については、各市町村条例において指定される必要があります。

続きまして、8ページをお開きください。

陳情第178号、179号及び180号の陳情については、件名は異なりますが、宮古支庁及び八重山支庁の組織改編に関する同一の内容となっておりますので、処理概要を一括して御説明します。

なお、陳情者は八重山市町会会長大濱長照氏から提出のあります陳情第178号八重山支庁組織改編に関する陳情、宮古市村会会長伊志嶺亮氏から提出のあります陳情第179号宮古支庁組織改編に関する陳情、宮古島市議会議員仲間明典氏外9人から提出のあります陳情第180号宮古支庁の組織改編方針の見直しを求める陳情、以上の3件であります。

それでは、説明いたします。

地方分権型社会の今日にあつては、住民に最も近い基礎的自治体である市町村が地域における総合的行政を担い、県は市町村を包含する補完的、広域的な行政を担うことが求められております。

また、行財政環境が厳しい中、山積する重要課題を迅速かつ的確に処理するためには、意思決定過程で生ずる重層的な手続を可能な限り省き、簡素で効率的な組織を構築することが重要であると考えております。

このような状況も踏まえ、総合的な観点から検討した結果、宮古・八重山支庁については、その内部組織を本庁各関係部と直結させ、事業の迅速かつ的確な執行を確保する効率重視のスマートな組織体制を整備するため、組織の改編を行うこととしたものであります。

なお、沖縄振興計画に位置づけられた主要事業は、支庁改編後も本庁各部と直結した各出先機関において着実に推進されるものであり、支庁が担っていた情報の集約や調整機能、予算執行権限等についても、これまでと同様に維持し、地域住民への行政サービスを確保することとしております。

11ページをお開きください。

沖縄県私立中学高等学校協会会長仲里幸子氏から提出のあります陳情第190号私学助成に関する意見書の提出を求める陳情については、私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の教育条件の維持向上及び修学上の経済的負担の軽減に資するとともに、経営の健全性を高めるため、国は県が行う経常費助成等に対し、国庫補助金を交付しております。

県としましては、私立学校の公教育に果たす重要な役割を踏まえ、私学助成に係る国庫補助制度の一層の充実が図られるよう、各種会議等を通じて要望したいと考えております。

12ページをお開きください。

沖縄県私立中学高等学校協会会長仲里幸子氏外2名から提出のあります陳情第191号沖縄県の私学助成に関する陳情については、県内私立学校では、建学の精神に基づき、特色ある教育を実践し、いわゆる難関大学等への進学や、スポーツ等における全国的な活躍を初めとし、情操教育など、さまざまな面から、人材育成に実績を上げております。

本県の財政事情は非常に厳しい状況にありますが、このような私立学校の果たす重要な役割を踏まえ、その自主性を尊重しつつ私学助成等を通じ、その振興が図られるよう所要の予算措置に努めてまいります。

以上、総務部所管の陳情につきまして、処理概要を御説明いたしました。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○**當間盛夫委員長** 総務部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡

潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

新里米吉委員。

○新里米吉委員 陳情番号第163号ですが、これは県のほうで特に法律上問題なくやれるということなんですよ。

○宮城嗣三総務部長 条例改正が必要でございますが、法的には一応整理されております。

○新里米吉委員 個人県民税に対する寄付金控除の対象として可能ということですから、条例の準備をすればできるということで、この書き方からするとかなり前向きに皆さんは検討していると理解していいですか。

○宮城嗣三総務部長 検討については前向きなんですけど、課題が結構ございまして、例えば県内に学校を持っているというように限定するのかなどか、対象をどうするのかとか、いろんな問題がございまして、その検討課題をクリアでき次第、早目に提案したいと考えているところです。

○新里米吉委員 県内の学校以外のこちらで対象にしなければならない場合もあるのですか。

○宮城嗣三総務部長 逆に言いますと、県内に学校がありますけれども、法人本体そのものが県外にあつたり、そういったケースもございまして、一概にこれだという形では整理できませんので、各県の状況も見ながら整理しているところでございます。

○新里米吉委員 ということは、かなり前向きなんだが、検討して整理をしないといけない部分があるので、ほかの県の状況の資料も集めながら可能な限り早くやろうという姿勢であると受け取っていいわけですね。

○宮城嗣三総務部長 地方税法の条文の中には、学校法人だけではなくて、例えば社会福祉法人とかそういった法人も含まれているものですから、ひとえに

学校関係だけではなくて、そういう対象になる法人すべて検討していかないといけないと思いますので、気持ちはあるのですが、少し時間が必要ということでございます。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。

島袋大委員。

○**島袋大委員** 陳情第190号と陳情第191号を一括してですけれども、まず教えてほしいんですけれども、何で私学関係は総務が担当しているのですか。教育委員会の管轄にはできないのですか。

○**真栄城香代子総務私学課長** 私立学校の自主性及び独自性を尊重する観点から、私立学校法の第4条で都道府県知事を所轄庁としています。そういう意味で公立学校は教育委員会、私立学校につきましては知事で、本県では総務部の総務私学課で所管しております。

○**島袋大委員** 僕は公立学校出身なんですけれども、県内の私立高校の出身というのは大学の進学率とかこういった人材育成に関しても非常に頑張っているということでいろいろ話を聞いているんですけれども、この陳情の中で私学の運営補助を他都道府県並みにしてほしいということなんです、実際に九州全体、全国を見て、沖縄県の生徒1人当たりの助成額の資料というのはありませんか。

○**宮城嗣三総務部長** 生徒1人当たりの助成単価については資料がございます。生徒1人当たりの助成単価の比較でございますが、高等学校が平成20年度と比較しますと、本県が30万4850円、全国平均が32万2654円となっております。これは全国のほうが高い。中学校につきましては本県は29万7488円ということで、全国平均は28万7612円で、これは本県のほうが若干高くなっております。小学校につきましては29万5622円というのが本県でございます、全国平均が27万7749円、これも全国よりは若干高くなっております。幼稚園につきましては本県が16万6818円になっておりまして、全国は16万7499円、これは若干全国のほうが高くなっております。

○**島袋大委員** いろいろ見ていますけれども、この私立学校の場合の校舎の建てかえは補助率はないと思うんですよ。独自でやらないといけないと思うんで

すけれども、なぜ教育の一環として人材育成、これからの沖縄県を背負って立つ子供たちを育てるという定義の中で、私が思うのは総務部管轄であれば行財政改革の一環として、子供たちに人材育成をさせるための予算も減額的になっていくのではないかという不安があるわけですよ。そういったものはこれから検討する課題に入っているのですか。

○宮城嗣三総務部長 私立学校助成費につきましては、国の助成額が国庫補助金と大半が地方交付税という形になってございます。厳しい財政状況でございます。平成18年度につきましては沖縄県の補助額が24億5300万円、平成19年度が25億円、平成20年度は25億2200万円という形になってございますが、今後かなり厳しくなっていくのかなという感じはしております。

○島袋大委員 県の職員の方々の中にも私立学校出身の方は多いと思うんですよ。いろんな各県内企業でも私立学校出身の方も多いと思うんですけども、そういう方々が寄付すれば済むことだと思うんですけども、しかしこれからの沖縄県の学力のいろんな面を見てきたら、本当に私立学校の出身という子供たちの学力というのは非常に高いと思うんですよ。その面に関して、やはり県もこれから将来を考える子供たちだったら、この辺はしっかりと考えていただいて、全国では若干高いかもしれませんが、九州各県に比べたら沖縄県は若干低いと思うんですよ。そのデータはありますか。

○宮城嗣三総務部長 九州については資料を持ってなくて、全国平均しかわかりません。

○島袋大委員 僕が聞いた内容では、九州の県の中では沖縄県は低いほうのようなんです。全国と比べたら、沖縄県は平均的のような感じの話は聞いたんですが、僕も手元に資料がないのではっきりはわからないんですけども、そういった事例もあるそうなので、しっかりもっとこの辺も考えていただいて、よろしく願いますということではないんですけども、私どももしっかりとまた審査していきたいと思えます。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
照屋守之委員。

○照屋守之委員 陳情第178号、陳情第179号、陳情第180号の3件ですが、こ

の支庁再編の陳情の件で、もう一度確認したいのは、私のイメージ的に地域の方々が懸念するという事も含めて、十分に理解を得られていないという感情的なものも含めてと思っていたんだけど、なぜこういう資料をもっと早目に上げなかったのかと思うんですよ。これは前からありましたか。支部の組織について現行は宮古支庁長、改編後は本部長が宮古事務所長、こういうような組織ですよという資料です。

○謝花喜一郎行政管理監 先ほど皆さまにお配りしました資料は、それぞれ地元説明会で使用させていただいた資料でございます。それをベースに大体説明を20分くらいで、あとは1時間40分くらいを質疑時間ということでとっておりました。

○照屋守之委員 これでは、お互いの議員もこういう形になるんですよ、このように統括監も配置してやるんですよということがあれば、現行の流れかということでも理解しやすいんじゃないですか。議員にも配っておけば、こういうことかともっと早目にできたのに、大変なことになるというようなイメージがあって、先ほどからいろいろ説明とかやりとりを聞いていると、そういうことかということでも理解もしやすいような状況が私はあるわけです。そういうやり方がよかったのではないかなと思うわけ。

もう一つは、やはりはっきりしてもらいたいのは、総合調整機能としての支庁長という存在なんだけれども、現実的には総合調整機能というのは果たすことができなくて、いろんな予算面とかでどうのこうのということではできないものだから、調整機能しか果たすことができない。これは現実のあり方として、現実にはそうしたような形で行財政改革も含めてやっていくんですよという説明もやはり不足していたのではないかと思いますよね。総合調整機能と、この組織自体がそういうものだと思っているわけですよ。実態はそうではないんですよ。直結でつないでいくという流れですよ。その辺の説明もちょっと不足していたんじゃないか、どうですか。

○宮城嗣三総務部長 照屋委員がおっしゃるとおり、支庁の廃止から始まって、そういう意味ではかなり誤解を与えたような面はあると思います。したがって、おっしゃるとおり、そういう説明についてはもう少しやるべきだったのかなという感じはしております。

○照屋守之委員 ですから、八重山市町会の会長、宮古市村会の会長、宮古市

議会議員の皆さま方からいろいろ出されている総合調整機能の問題とか、地域住民の問題解決の問題とか、住民サービスの低下あるいは振興を図るための機能強化というようなものが説明では何とか頑張ればそういう現状の体制をつくれるなということが理解できるわけですから、やはりそれは説明の仕方と申しますか、議員に対してももう少し早目にこういうような資料も配って、こうですよということがあれば余り混乱しなかったのではないかと思うんですよ。私はきょうこれを見て、こういうことだったらある程度理解を得られるような方向に行くのではないかという気がしたんですけれども、ちょっと説明の仕方が弱かったのではないか、どうですか。

○宮城嗣三総務部長 先ほどもお答えしましたけれども、御指摘をありがたく承りたいと思います。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
前田政明委員。

○前田政明委員 陳情審査ですので見過ごすわけにはいきませんので質疑します。議案審査でも言いましたけれども、やはり離島の中における一貫性という面では、この間の総合調整機能、それを企画部長のもとでの2分の1部長ではなくて、やはりしっかりと庁議にも参加できるような本物の権限のある部長格にして全体を統括するべきだというのが大濱石垣市長を含めて有力な意見としてあります。私もなるほどと、地方自治の充実、住民自治の充実という立場からすれば、やはりその地域で総合的に議論をしながら、そしてまた土木は土木が直結するところに、地域の実情を反映するというようなものがいわゆる簡素で効率的な手続をやる、重層的な手続は可能な限り省くというのは、これは言葉の上ではいいとしても、民主主義の手続からすれば、ややもすると独断専行、中央から下に指示命令をするという状況になって、宮古地域、八重山地域の現状が反映できないということを危惧している面もあると思いますので、先ほどの説明については了解できないということだけは述べておきたいと思います。

陳情第191号や陳情第190号、そして先ほどの陳情第163号については陳情の趣旨に沿うようにぜひ対応していただきたいということを述べて終わります。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
山内末子委員。

○山内末子委員 陳情第190号、陳情第191号の私学の件についてですけれども、全国との比較はあったんですが、公立学校との比較のデータはありますでしょうか。

○真栄城香代子総務私学課長 今回の陳情の資料としてお手元にお配りしてありませんでしょうか。いわゆる1ページ目が全国の私立学校の比較、それからその裏のほうに公立学校との比較が載っていると思うんですけれども、その資料には載っていませんか。

○當間盛夫委員長 休憩いたします。

(休憩中に、事務局から陳情者の提出文書は配付していないとの説明が行われた。)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

杉浦友平総務統括監。

○杉浦友平総務統括監 一例を申し上げますと、高等学校の全日制の県立学校の場合が、沖縄県では1人当たり117万9366円でございます。それから、私立学校への助成額が平成20年度で30万4850円となっております。ただ、公立学校のほうには当然徴収した授業料等も入っておりますので、それを徴収した特定財源として117万9366円の中には入っております。私立学校のほうは別途授業料として学校が徴収しておりますので、一概に比較できるものではないと思います。

○山内末子委員 小学校、中学校の場合もお願いします。

○杉浦友平総務統括監 公立中学校が1人当たり100万5769円で、私立中学校が29万7488円、公立小学校が75万6706円、私立小学校が29万5622円、公立幼稚園では53万1410円、私立幼稚園が16万6818円となっております。年度は公立学校は平成18年度です。私立学校は平成20年度でございます。授業料の分が入っているのと入っていないのとの違いはございます。

○山内末子委員 かなりの差があるんですけれども、もちろん私学の場合には親もそこだと決めて行っていますし、かなり財政的にもいいと思って、自分た

ちで選んだところですので、そういった意味では皆さんのほうでお金があるから行かせているんだというような感覚ではなくて、本当に私学が果たしている役割というのは文化面、スポーツ面、学業面もすべて含めて、本当にこの沖縄県の中ではいい意味での豊富な人材があると思いますので、そういった意味でもきちんとした補助のほうも頑張っていたきたいと思っておりますので、総務部長よろしくお願ひします。

○宮城嗣三総務部長 先ほどもお答えしましたけれども、今のところは国庫の部分と交付税の部分、これにつきましては厳しい財政状況の中ではございますが、鋭意そういう方向で進めております。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

以上で、総務部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員退席)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

次回は、12月15日 月曜日 午前10時から委員会を開きます。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 當 間 盛 夫